

岡山孤児院の1917年から1919年の里預け終了児の 個別事例の内容と特徴

A Study on the Contents and Characteristics of Ex-foster Children's Cases in
Okayama Orphanage from 1917 to 1919

菊池 義昭*

KIKUCHI Yoshiaki

要旨

本稿は、1917年から1919年の間に岡山孤児院の里預けを終了した48事例を分析し、その特徴をまとめたものである。当時の同院に新たに入院し里預けされた事例は、乳児の棄児や貧困家庭の幼児が多かったが、学齢児も里預けされていたことを確認した。里親への支援では、里預け児が岡山県病院で入院治療を受けるなどの医療支援が充実し、里預け終了は茶臼原孤児院への移転が71%を占めていた。また、1人の里預けを5年以上養育した里親の中には、茶臼原孤児院への移転に際し「移転延期願」などを希望する例が確認でき、里預けと里親の「情合関係」の質的深化が理解でき、かつ里親としての専門性が仮定できる里親も存在した。さらに、里親間のネットワークの存在については、里親の預替希望を地区世話役が仲介する例や乳幼児を養育する里親の開拓に地区世話役などが関わる例から、その存在が推定できた。

キーワード：岡山孤児院、石井十次、里親制度、養護実践史、児童福祉史

はじめに

本稿では、1917年から1919年に里預けを終了した岡山孤児院の里預けの個別事例（48例）の内容を、これまでの研究成果を参照しながら、本研究の分析課題である（1）里預けの活動実態（特に分析視点である①新里預けの状況、②里親の選定基準、③養育料、④養育水準の確保の方法、⑤里親への支援、⑥巡回職員の役割、⑦里預け終了基準、⑧実親他との連絡・支援）と（2）里預けと里親の「情合関係」（養育関係）の形成過程の立場から分析し、さらに（3）里親の質的変化の一端も検証してみることとする。そのためには、下記の資料他から、個々の里預けに関する記述を名寄せして1つの事例としてまとめ、その内容分析から分析課題の（1）（2）（3）を明らかにしていくこととする。

(1) 『(大正六年大正七年) 里子部日誌 岡山孤児院事務所』(A-2-140)

(2) 『大正八年 日誌 岡山孤児院』(A-2-145)

* 東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo Univ. Faculty of Human Life Design

連絡先：〒351-8510 埼玉県朝霞市岡 48-1

(3)財団法人岡山孤児院『大正六年度年報』(A-7-99)

(4)同上『大正七年度年報』(A-7-104)

(5)同上『大正八年度年報』(A-7-106)

また、すでに(1)と(3)の分析課題を明らかにするため、上記他の資料を使って1917年から1919年を含む1926年までの、岡山孤児院の里預制の終息期の全体的な動向と、里預児106事例の各年別の里預け年齢の数量的な内容と特色、各年別の里預け終了年齢と終了理由、および里預け期間別の人数と特色、里預け年齢・里預け終了年齢と里預け期間の関係についての数量的な特色を明らかにした¹⁾。さらに、同様の資料から1917年から1926年までの里親が106人であることを確認し、これらの里親の地区分布と養育期間のタイプ別の特徴を明らかにし、分析課題の(2)と(3)の一端およびそこから理解できる、専門性を持つ里親、地区内での里親間のネットワーク、そして、里親文化の継承についても推定した²⁾。

1、終息期の里預制の全体的な動向と里親の地区分布の特徴の要約

1) 里預制の全体的な動向と数量的な特色¹⁾

本稿は、先に述べた論文の延長線上にあるため、まず、その結果を要約し、本稿の課題を再確認することから始る。前者の終息期の全体的な動向のまとめでは、岡山本部が1920年2月から岡山事務所へ縮小される中で、まずこの時期の巡回の経過と内容および⑥巡回職員の役割の変化が確認できた。1917年から1919年(1918年は資料的に不十分)までは、2ヶ月に1回から5ヶ月に1回程度里親宅への巡回が確認できたが、1920年に入ると2月に各地区の地区世話役と見られる里親に郵便為替で養育料をまとめて送金し、各地区の個々の里親へ養育料を配付する方式に変更したことが理解でき、その後は職員による定期的な巡回が資料的に確認できなくなることである。これは、月1回の里親宅への巡回と、それにとまなう里預児の体重測定や養育料の支払が、この時期に中止に至ることを意味し、1906年10月からの里預制の基本原則の一つがこの時期に変更され、里預け担当職員の仕事が縮小されたことが確認できたことである。

また、⑦里預け終了基準の一つである茶臼原孤児院への移転では、1920年までは学齢児を中心に毎年15人から17人の集団移転が実施され、計45人が移転し、里預児が学齢期になったら順次移転させることで、里預制が徐々に収束していくことが理解できたことである。

そして、1917年4月の創立三十年記念大会や1919年4月の里子大会は、⑤里親への支援として実施された面もあり、前者では、同大会に里預児と里親が参加したことで、里親自身が里預児を養育することの社会的意義を自覚する機会になったと推定した。後者では、里預児と里親に娯楽や新しい社会経験を提供する⑤里親への支援であったと同時に、分析課題の(3)の両者の「情合関係」を育み、深化させることにも寄与したと理解した。

さらに、③養育料については、「精神里親」からの養育料支援が9人ほど実施され、1920年頃の里預児の半数近くが「精神里親」からの養育料で賄われる一方で、1919年9月には、昨年の米騒動の影響で養育料を1ヶ月平均4円から6円に増額したが、それでも相対的には養育料の減額になり、里親のなり手が少なくなっていくことが確認できた。

次に、里預け事例の数量的な分析では、この時期の各資料により計110事例（ただし、1917年以降に該当した事例は106例）を抽出し一覧表にまとめ、一部里預け年月日等の情報が不明の者もいるが、ほぼ個別事例の全体像を確定した。そして、これらの事例からこの時期の分析課題の（1）と（3）に関係する数量的な特色をまとめると、①新里預けの年齢的な特色では、この時期も里預け年齢は0歳から3歳までが多かったが、もう一方で、学齢期の里預けも存在し、学齢期の里預けは毎年のように茶臼原孤児院に移転したため、結果的に低年齢の里預けが継続的に養育されていくことが理解できた。また、1921年からは、1923年を除いて新里預けを受け入れなくなり、里預けの終息が数量的にも裏付けられた。

⑦里預け終了基準の一端である終了年齢と終了理由では、やはり終了年齢も7歳から9歳の学齢期に集中する一方で、一部1歳前後と10歳以上の里預けが確認できた。また、終了理由は、77%が茶臼原孤児院への移転で、学齢児を茶臼原孤児院に移転し、石井十次院長が目指した里預けから家族制度（家族舎）へ連動する養護実践システムが、この終息期まで一貫して継続されていたことが裏付けられた。

この時期の里預け期間（養育期間）の特色では、平均的養育期間が5年間を頂点に山型となり、この時期も養育期間が長期化していたため、（3）の里預けと里親の数量的な「情合関係」（信頼関係）は深まっていたことが理解できた。ただ、もう一方で、1年未満の超短期間の里預けが少数存在したことも特色で、その理由は死亡によるものであった。このため、里預け年齢と里預け期間の関係では、やはり0歳に近ければ近いほど里預け期間が長期化するという特色が、また、里預け終了年齢が8歳を頂点にほぼ6歳から10歳に意図的にコントロールされていたという特色も確認でき、全体的な傾向は前期とほぼ同様の傾向であった。

また、里預けと里親の数量的な「情合関係」は養育期間3年以上で「育まれ（育ち）」、5年以上で「深まる」という仮説については、1914年から1916年の個別事例の分析で事例的に裏付けられつつあり、終息期の平均養育期間が5年を頂点としていたことは、「情合関係」が深い事例が半数に達していたと理解できた。

そこで、本稿ではこれらの結果をふまえ、分析課題の（1）の分析視点の①から⑧の内容を具体例で確認し、その特徴を明らかにしてみる。また、（3）の里預けと里親の「情合関係」の形成過程については、養育期間と里預けや里親の養育に関する具体的行動と関係を確認し、3年以上で「情合関係」が「育まれ（育ち）」、5年以上でそれが「深まる」という仮説を個別事例で裏づけてみることにする。

2) 里親の地区分布の推移と養育タイプ別の特徴²⁾

後者の里親の地区分布や養育期間のタイプ別の特徴の分析結果を要約すると、終息期の里親の延べ数についての市町村別分布は、赤磐郡では葛城村と瀬戸町が、御津郡では馬屋下村が1925年頃の終息まで里親が存続し、その他の郡や村（五城村を除く）は1921年以前までに里預けが終了することが確認でき、この時期はより一層特定の郡内の町村に縮減しながらも、3つの町村に1人から2人の里親が存続し終息するという形態的な特徴が理解できる。また、市町村分布の縮減の境となったのは、1920年と1921年で、2年間で12市町村が減少していくことが確認できた。

次に、先のような市町村分布の特徴をふまえ、さらに各市町村内の各地区（大字）別の分布の変化をみると、この時期の各町村内においても、複数の地区としての旧来の自然村を基盤に里預制が継続し、その後徐々に1つの地区に収斂し、かつその地区の1人前後の里親が最後まで存続するという特徴が理解できることである。たとえば、赤磐郡の葛城村は国ヶ原（以下も大字省略）に、可真村は可真下に、五城村は新庄に、西高月村は和田に、小野田村は澤原に、渦瀬村は江尻に収斂していった。御津郡の馬屋下村の場合は芳賀に、宇垣村は吉尾と野々口に、牧石村は金山寺に、そして、和気郡の本荘村は日室に、藤野村は藤野に、上道郡の高島村は湯迫に収斂して1つの地区が残り、さらに1つの地区に1人前後の里親が存続するという経過で終了していくことが確認できた。

そして、個々の里親の養育タイプの内容と、里預児の養育期間の長期間、短期間などの数量的な条件との関係での分析では、前回の結果をふまえ、各地区内での専門性を持つ里親や里親間のネットワークの存在、さらに、里親文化の継承に関するこの時期の特徴を推定することにし、まず、各市町村内の地区別の里親の養育タイプから、個々の里親の数量的な養育内容他を検討した。その結果、里預児と里親の間の「情合関係」が深いとした5年以上の一貫した養育に該当する里親事例を明らかにしたが、最も多かったのは馬屋下村芳賀の10人で、次は可真村可真下4人、宇垣村吉尾4人、葛城村国ヶ原4人、瀬戸町光明谷3人、五城村新庄3人、牧石村金山寺3人と続いていた。

そして、このような各タイプの個々の里親の数量他の養育内容の分析から、専門性を持つ里親の条件を個別に述べ、それを再度整理してみると、そこに一定の共通性があることが確認でき、その共通性をまとめると次の5つの基準（条件）が想定できた。

- (ア) 1人の里預児を乳幼児（1歳前後）期から学齢（6歳以上）期まで5年以上の養育経験を持ち、茶臼原孤児院への移転などの成功例を持つ里親
- (イ) 2人以上の里預児の養育が合わせて、乳幼児期から学齢期まで5年以上となり、うち1人以上を茶臼原孤児院へ移転するなどの成功例を持つ里親
- (ウ) 2人以上の同年齢の里預児を別々に3年以上養育し、うち1人以上を茶臼原孤児院へ移転するなどの成功例を持つ里親
- (エ) 1人の里預児を5年以上養育し、それに加えもう1人の里預児を1年以上養育し、うち1人以上を茶臼原孤児院へ移転するなどの成功例を持つ里親
- (オ) 3人以上の里預児の養育期間が合わせて6年以上の養育経験を持ち、うち1人以上を3年以上養育し、かつ茶臼原孤児院へ移転するなどの成功例を持つ里親

この結果、里親の専門性の基準の（ア）から（オ）に該当する里親の地区別人数をまとめると、やはり馬屋下村芳賀に6人おり、次が葛城村国ヶ原4人、可真村可真下3人、五城村新庄3人、宇垣村吉尾3人、瀬戸町光明谷2人、小野田村澤原2人、宇垣村野々口2人、牧石村金山寺2人、本荘村日室2人、瀬戸町森末1人、可真村可真上1人、西高月村和田1人、渦瀬村江尻1人、宇垣村宇垣1人、牧山村下牧1人、同村高野1人、高島村湯迫1人であった。このため、先の13町村の1つから3つの地区内の計18地区に、6人から1人の専門性を持つ里親が存在していたことが想定でき、終息期の主要な町村の主な地区に複数の専門性を持つ里親が存続し、分布していたであろうことが理解できた。

次に、各地区内などの里親間のネットワークの存在についてであるが、この件も、終息期の各市町村および各地区の里親数の変化や各地区内の養育タイプ別の分析を基に、各地区内にネットワークが

存在したと想定できる地区を明らかにした。それをまとめると、葛城村は国ヶ原に、瀬戸町は光明谷に存続し、寺地と森末を含むネットワークが存在するとみた。また、可真村は可真下に存続し、可真上と矢田を含むネットワークが、五城村は新庄に、西高月村は和田に存続したと想定できた。さらに、馬屋下村の芳賀にも存続し、宇垣村は吉尾と野々口に宇垣を加えたネットワークを推定し、牧石村は金山寺に、本荘村は日室に、高島村は湯迫にその存続を仮定した。

そして、先の里親間のネットワークの存在を想定した基準（条件）を再度検討してみると、1つは各地区内に3人以上の里親が同時に存在することが必要で、2つは、そのネットワークの核となるような地区世話役の里親の存在が重要になるということである。

さらに、里親文化の継承についてであるが、この里親文化の継承という意味は、1人の里親の長期間の養育経験としての知見（知恵）が、他の里親に伝承され、それがさらに次の新しい里親にも継承される状態と筆者は判断する。つまり、このような条件が存続する地区他で里親文化が継承されたと想定でき、今回の個々の事例の数量等の分析から、もう少し具体的な条件が提示できた。それは、地区内他に専門性のある里親が2人以上存在し、かつ専門性を持つ地区世話役の里親を中心に里親間のネットワークが継続している状態であった。

このような条件に該当する地区を再度確認してみると、葛城村国ヶ原、瀬戸町光明谷、可真村可真下、小野田村澤原、馬屋下村芳賀、宇垣村吉尾、同野々口、牧石村金山寺、本荘村日室ということになる。なお、高島村湯迫は、専門性のある里親が1人たりないが、4年4ヶ月の養育期間の成功例を持つ里親がおり、先の条件の5年には満たないが、専門性のある里親に加えてよい事例に近く、湯迫にも里親文化が継承されたとみてもよからう。そして、この終息期において里親文化の継承が想定できる期間は、各地区のネットワークが存続した直後までであることも理解した。

以上のような結果をふまえ、本稿では、(2)の里親の質的变化も個別事例から明らかにする。特に、以下で紹介する個別事例が、専門性を持つ里親の5つの条件の中の(ア)に該当するタイプかどうかを確認し、その養育内容についても明らかにしてみる。さらに、里親間のネットワークの核となる地区世話役の仕事の具体例がみいだせれば、里親間のネットワークの存在を具体的に裏付けてみたい。

2、1917年から1919年の里預け終了児の個別事例の内容と特徴

1917年から1919年に里預けを終了した里預児の個別事例の分析にあたっては、毎年茶臼原孤児院への集団移転が中心となるので、個別事例を1年ごとにまとめて分析していくことにする。すると、1917年は27事例、1918年は16事例、1919年は5事例となる。また、各年ごとの個別事例の基本的情報（項目）としての里預児氏名（記号）、里預け年齢、里預け年月日、里預け終了年月日、里預け終了年齢、養育期間、里預け終了理由、里親氏名（記号）、里親住所（以下大字を付した地名まで）は、最初に一覧表にまとめて紹介し、その後個別事例の内容分析という順序でまとめていくことにする。なお、預替がある事例も同様の項目の内容を記入する。

1) 1917年の終了児の個別事例の内容と特徴

1917年に里預けが終了した事例は27例あり、その個別事例の概要をまとめると表1のようになる。

1917 (大正6) 年の里預け終了児一覽

<表1>

	里預児	生年月日	出身県	里預け年齢	里預け年月日	終了年月日	終了年齢	養育期間	終了理由	里親	里親住所
(1)	117児	1909年4月28日	大阪府	1歳9ヶ月	1911年9月2日	1917年2月17日	7歳10ヶ月	5年5ヶ月	帰郷	馬芳15	御津郡馬屋下村大字芳賀
(2)	127児	1916年8月27日	鳥取県	5ヶ月	1917年1月15日	1917年3月8日	7ヶ月	2ヶ月	死亡	可矢1	赤磐郡可真村大字矢田
(3)	128女	1914年7月2日	兵庫県	2歳7ヶ月	1917年2月10日	1917年3月25日	2歳8ヶ月	1ヶ月	養子	牧金10	御津郡牧石村大字金山寺
(4)	6女	1904年11月18日	愛媛県	2歳3ヶ月	1907年2月20日	1917年3月28日	12歳4ヶ月	10年1ヶ月	茶臼原	宇吉1	御津郡宇垣村大字吉尾
(5)	32児	1908年10月10日	岡山県	4ヶ月	1909年2月12日	1917年3月28日	8歳5ヶ月	8年1ヶ月	茶臼原	山高1	御津郡牧山村大字高野
(6)	37児	1907年10月2日	愛媛県	1歳6ヶ月	1909年4月26日	1917年3月28日	9歳5ヶ月	7年11ヶ月	茶臼原	里親c	御津郡馬屋下村大字芳賀
(7)	44女	1908年6月27日	兵庫県	1歳4ヶ月	1909年10月11日	1917年3月28日	8歳9ヶ月	7年5ヶ月	茶臼原	葛国5	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(8)	48児	1907年9月10日	岡山県	2歳11ヶ月	1910年8月27日	1917年3月28日	9歳6ヶ月	6年7ヶ月	茶臼原	馬芳2	御津郡馬屋下村大字芳賀
(9)	52女	1909年1月8日	大阪府	1歳8ヶ月	1910年9月25日	1917年1月7日	8歳	6年4ヶ月	預替	瀬光1	赤磐郡物理村大字光明谷
				8歳	1917年1月7日	1917年3月28日	8歳2ヶ月	2ヶ月	茶臼原	瀬光2	赤磐郡瀬戸町大字光明谷
(10)	R児	1909年4月1日	大阪府	1歳7ヶ月	1910年11月22日	1917年3月28日	7歳11ヶ月	6年4ヶ月	茶臼原	里親4	御津郡牧山村大字下牧
(11)	55児	1910年3月4日	岡山県	1歳	1911年3月27日	1917年3月28日	7歳	6年	茶臼原	宇吉2	御津郡宇垣村大字吉尾
(12)	62児	1909年3月10日	広島県	2歳9ヶ月	1911年12月26日	1914年4月30日	5歳1ヶ月	2年4ヶ月	預替	瀬森1	赤磐郡物理村大字森末
				5歳1ヶ月	1914年4月30日	1915年5月10日	6歳2ヶ月	1年1ヶ月	預替	高湯2	上道郡高島村大字湯迫
				6歳2ヶ月	1915年5月10日	1917年3月28日	8歳	1年10ヶ月	茶臼原	葛国6	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(13)	S児	1908年3月18日	岡山県	4歳5ヶ月	1912年8月11日	1917年3月28日	9歳	4年7ヶ月	茶臼原	里親5	赤磐郡物理村大字寺地
(14)	120児	1908年12月11日	福島県	4歳4ヶ月	1913年4月19日	1917年3月28日	8歳3ヶ月	3年11ヶ月	茶臼原	馬芳17	御津郡馬屋下村大字芳賀
(15)	86女	1908年5月20日	福島県	6歳6ヶ月	1914年11月8日	1917年3月28日	8歳10ヶ月	2年4ヶ月	茶臼原	葛国8	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(16)	80児	1908年11月13日	岡山県	5歳9ヶ月	1914年8月23日	1917年3月28日	8歳4ヶ月	2年7ヶ月	茶臼原	宇吉4	御津郡宇垣村大字吉尾
(17)	89児	1910年1月19日	高知県	5歳	1915年1月4日	1917年3月28日	7歳2ヶ月	2年2ヶ月	茶臼原	里親8	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(18)	109女	8歳推定	東京府	8歳推定	1916年11月15日	1917年3月28日	推8歳3ヶ月	4ヶ月	茶臼原	瀬寺2	赤磐郡瀬戸町大字寺地
(19)	68女	1910年7月24日	滋賀県	2歳10ヶ月	1913年5月11日	1914年11月4日	4歳4ヶ月	1年6ヶ月	預替	豊円1	赤磐郡豊田村大字円光寺
				4歳4ヶ月	1914年11月4日	1917年4月7日	6歳9ヶ月	2年5ヶ月	死亡	本日3	和気郡本荘村大字日室
(20)	129児	1906年9月9日	新潟県	10歳7ヶ月	1917年4月7日	1917年5月2日	10歳8ヶ月	1ヶ月	茶臼原	宇野2	御津郡宇垣村大字野々口
(21)	94児	1912年3月6日	岡山県	3歳2ヶ月	1915年5月9日	1917年6月8日	5歳3ヶ月	2年1ヶ月	帰郷	西和3	赤磐郡西高月村大字和田
(22)	124児	1916年7月10日	静岡県	2ヶ月	1916年9月5日	1917年7月6日	1歳	10ヶ月	死亡	里親c	御津郡馬屋上村大字芳賀
(23)	六児	1908年1月7日	和歌山県	4歳10ヶ月	1912年11月18日	1917年5月24日	9歳4ヶ月	4年6ヶ月	預替	里親19	和気郡藤野村大字吉田
				9歳4ヶ月	1917年5月24日	1917年7月17日	9歳6ヶ月	2ヶ月	療養所	岡古1	岡山市花畑
(24)	126児	8歳推定	岡山県	8歳推定	1916年10月12日	1917年8月15日	推8歳10ヶ月	10ヶ月	帰郷	岡上1	岡山市上内田町
(25)	130女	1914年7月16日	京都府	3歳	1917年7月28日	1917年9月11日	3歳2ヶ月	2ヶ月	死亡	牧金10	御津郡牧石村大字金山寺
(26)	70児	1912年3月15日	米国	1歳5ヶ月	1913年8月27日	1917年11月7日	5歳8ヶ月	4年3ヶ月	帰郷	馬芳3	御津郡馬屋下村大字芳賀
	71児	1909年12月3日	米国	3歳8ヶ月	1913年8月18日	1917年11月8日	7歳11ヶ月	4年3ヶ月	帰郷	御橋2	上道郡御休村大字橋葉

以下では、この表1の順序で各事例を分析していくことにする。

(1) 退院願と帰郷旅費の自己負担

117児は、1911年1月3日に大阪市より1歳9ヶ月で入院し、翌4日に御津郡馬屋下村大字芳賀の里親aに里預けされたが、8ヶ月後の2歳5ヶ月になった9月2日に同じ芳賀の馬芳15に預替され、その後は馬芳15の元で1917年2月17日まで5年5ヶ月間養育され、7歳10ヶ月で叔父に引取られた事例であった³⁾。

本稿では、1917年1月18日以後叔父等による本児の退院願とその後の帰郷までの経過が判明するので、当時の⑦里預け終了基準の具体例を知ることができる。

本児の退院は、大阪市在住の叔父他2人から、岡山孤児院の大阪分院を通して1917年1月18日に岡山本部へ退院願が送付されたことからであった。また、この退院の可否に関しては大阪分院より「返しても差支なき旨」の報告があったのである。つまり、この経過から、大阪市在住の叔父等からの退院願は、大阪分院を通し、かつ同分院が本児の帰郷後の生活安定が確保できるかの家族調査（確認）を実施したうえで、先の退院願が岡山本部に送付されていたことが理解できることである。すでに当時の大阪分院では、岡山孤児院への入退院前には、入退院児の調査を実施しており、本事例からもその事実が再確認できたことになり、この退院前の家族調査の可否が⑦里預け終了基準の1つになっていたことも理解出来ることである。

次に、実際の退院から帰郷までの経過をみると、退院願に対する大阪分院からの「差支なき旨」のお墨付が1月18日にあったため、岡山本部は5日後の23日に叔父宛に「退院承諾」と本児を2月10日以後に迎えに来るか、迎に出来ない場合は同本部より大阪分院までの旅費3円50銭を送付するよう通知した。また、同日本児の里親である馬芳15にも「引揚予報」を送付した。

すると、2月7日に叔父より先の旅費は5日までに送付するとの通知があり、16日には叔父から「退院旅費金4円」は大阪分院に差出したとの連絡があった。そこで2月17日馬芳15宅より本児を引取り、2日後の19日百田孟一事務員が引渡場所になった大阪分院まで同伴した。

このように、退院から帰郷までの経過は、⑧実親他への連絡・支援の帰郷付添支援の具体例に該当することが確認できる。ただし、今回の場合は、帰郷付添支援の里預児（院児）の送還旅費が叔父側の負担であったことが明確に確認できることである。これまでは、岡山本部側で里預児と付添職員の旅費を負担したとみられるため、実親他への送還旅費の請求例は確認できなかったが、本事例からは里預児の送還旅費の自己負担が明確に確認できた。この背景には当時の岡山孤児院の財源不足があり、かつ、大阪分院の送還先の家族調査で、送還旅費が負担可能との判断があったためかもしれない。いずれにせよ、⑧の具体例の1つで、里預児の送還旅費は実親他が負担していたことが確認できる最初の事例である。

また、本事例で注目すべきは、⑦、⑧を具体化するために岡山本部と大阪分院が連携して対応していた点で、これは本児が入院する時にも同分院の手を経ていたためとみられ、これまでも複数例で確認している大阪分院ルートの子預け児の入退院事例であったとみられる点である。

そして、本児の里預け後の育成歴をみると2人の里親に養育されたタイプで、最初の里親は1歳9ヶ月から8ヶ月間と短く、2人目は2歳5ヶ月から7歳10ヶ月まで5年5ヶ月間の長期養育であったことが分る。このため、1人目の里親とは幼児期前半の8ヶ月間で養育不調に終わってしまったようだ

が、2人目は幼児期前半から学齢期中までの5年5ヶ月間の養育期間となることから、里預児と里親の数量的な「情合関係」が深まっていたことが分る事例であった。このため、馬芳15は本児を幼児期前半から学齢期中まで5年以上の養育経験を持ち、その後叔父の元に引取られているため、この養育経験は専門性を持つ里親の基準に該当していたことになる。

なお、本事例は、前稿までの論文では、117児が1911年9月1日に入院後馬芳15に里預けになった事例と記したが、今回の資料調査で、1911年1月3日に大阪市より1歳9ヶ月で入院し、翌4日に馬屋下村大字芳賀の里親aに里預けされたが、8ヶ月後の1911年9月2日に馬芳15に預替となっていたことが判明したことを付け加えておく。このため前稿までの論文の内容を、何箇所か訂正することが必要になるが、それは今後訂正することとする。

(2) 生後5ヶ月の棄児と死亡

127児は、1917年1月15日に鳥取県西伯郡米子町より生後5ヶ月の棄児として同町役場職員に伴われて入院し、同日ただちに赤磐郡可真村大字矢田の可矢1に里預けされたが、同年3月9日に死亡してしまった事例であった⁴⁾。このため、①新里預児の状況と⑦里預け終了が死亡の場合の具体的内容などが確認できる事例である。

実は、本児の里預けについては、昨年末ごろに入院依頼があった時点で、岡山本部は母乳を持つ里親を捜し始めていたようで、1月3日に同村大字可真下の可下7より「乳児預人」ありとの回答があったため、これが先の可矢1への里預けに結びついたようである。つまり、本事例の①は米子町役場ルートによる母乳を必要とする生後5ヶ月の棄児の里預けであったことが確認でき、かつ母乳を必要とするような里預児の②里親の選定については、事前に地区世話役とみられる里親に乳児を受け入れる里親の開拓を依頼し、乳児を受け入れる里親が決定したのちに入院児として受け入れる手順を取っていたことが理解できることである。

しかし、約2ヶ月後の3月9日に可矢1から本児「昨夜死去」の電報が入り、同日担当職員が出張し、たぶん可真村役場へ死亡届（埋葬許可書か）を提出し、同地の墓地に埋葬した。医師の診断書によると病名は気管支肺炎で、「寒国より急ニ暖国に來り氣候急變」が誘引になったとのことであった。翌10日には出身地の米子町役場にも死亡届を提出したが、このような経過から、里預児死亡の場合は、担当職員が出張し、⑤の地元医院の診察（医療支援）と死亡届などの死亡時支援を実施し、さらに米子町役場への死亡届手続きは⑧実親他との連絡の一端と理解できることである。

なお、127児の養育は、生後5ヶ月の乳児（棄児）を2ヶ月間養育したが死亡してしまったため、短期間の養育に終り、この養育的な背景として、母乳を必要とする生後5ヶ月ほどの棄児の養育は相当困難であったことが理解できる事例の1つということになる。

(3) 村役場よりの依頼と1ヶ月での退院

128女は、兵庫県城崎郡田鶴野村役場より入院依頼のあった2歳7ヶ月児で、1917年2月9日に入院し、翌10日御津郡牧石村大字金山寺の牧金10に里預けされたが、1ヶ月後の3月25日叔母の手を経て養子となるため退院した事例であった⁵⁾。このため①と⑦⑧の具体例で、①については、田鶴野村役場を通しての2歳7ヶ月の幼児の里預けであったことが、⑦⑧については、叔母の手を経て養子になり里預けが終了することが確認できる事例であった。特に後者については、具体的経過が確認できた。3月10日に田鶴野村役場より、本児を「姻戚より引取」たいとの話しがあるので「退院方」の依

頼が岡山本部にあり、これを承諾した。20日には同役場より25日に引取人が本児を迎えに行くとの通知があり、25日近隣者の引取人が来院し、本児を伴い帰郷したが、本児はその後丹後峯山の叔母の元に行き、その叔母の世話で「他へ養子」にやるということであった。

この経過で、前者（1）の事例の里預け終了（退院）の手続きと相違しているのは、本児帰郷後の生活の安定について、岡山本部側での裏付け調査などが十分実施されていないことである。その理由を推察すると、入院後1ヶ月で役場からの退院依頼であったため、本児の退院後の生活安定が確保できると判断したためとみるが、帰郷後の叔母の対応をみるかぎりにおいては、従来より里預け終了基準が甘かったかもしれない。

なお、128女の養育内容については、2歳7ヶ月の女児を1ヶ月間しか養育しなかったため、結果的には一時保護的な養育事例と言える。

（4）12歳4ヶ月児の茶臼原孤児院への移転

6女は、1907年2月19日に愛媛県西宇和郡宮内村より2歳3ヶ月で入院し、翌20日に御津郡宇垣村大字吉尾の宇吉1に里預けされた⁶⁾。その後10年1ヶ月間一貫して養育され、1917年3月28日に12歳4ヶ月で茶臼原孤児院へ移転した事例であるが、1916年12月までの養育内容の一部はすでに分析したので、ここでは⑦里預け終了の具体例のみまとめてみる。

本児の茶臼原孤児院への移転が宇吉1に通知されたのは1917年3月13日で、10日後の23日には、同院への移転が28日午前10時の急行と決定したため、午前8時までに岡山本部に集合することを通知した。そして、28日は朝山もく主婦、佐藤亀主婦、上田ふじ主婦、館野知春事務員に付添れ、本児他15人が出発し、⑦里預けが終了となった。

また、6女の養育期間は10年1ヶ月間で、その年齢は12歳4ヶ月という尋常小学校卒業年齢に達しており、里預け児と里親の数量的な「情合関係」の深さはもちろん、その質的な深さをも推定できる、宇垣村の里親のモデルとなるような事例であったと言えよう。特に、里預け児の多くが学齢期直後1年か2年で茶臼原孤児院へ移転するのが一般的であった中で、12歳4ヶ月という学齢期終了まで1人の里親が一貫して養育を継続したタイプの事例は少く、里親の専門性を有する基準に該当する事例であった。このため、本児に関する詳しい養育関係の資料が現存すれば、里親が学齢期終了まで本児を養育した意図や、本人の人格形成にとっての里親養育の役割などを明らかにしたいところである。

（5）「移転」後の旧里親の衣類送付

32児は、1909年2月10日に奈良県磯城郡香久山村より両親不明のまま岡山孤児院に生後4ヶ月で収容されたことから、母乳を必要とするような棄児に近い状態であったとみる⁷⁾。そして、2日後の12日に御津郡牧山村大字高野の山高1に里預けされ、その後の養育状況を手元の資料では確認できないが、順調に養育されたようで、7年1ヶ月後の本児が7歳5ヶ月になった1916年3月に岡山本部より茶臼原孤児院への移転が通知された。しかし、この時は里親の希望で「移転」（以下カギカッコ省略）が延期されたため、先の里親の移転延期を希望する行動の中に、里親の里預け児に対する「情合関係」の質的な深化が理解できる事例であった。

そして、本稿では、その32児が1917年3月28日に8年1ヶ月間の山高1による養育を終え、8歳5ヶ月で茶臼原孤児院に移転したため、⑦里預け終了が同院への移転によるものであったことが分る。また、その移転経過は先の6女と同様であったが、移転後のことで2つ付け加えることがあった。1つ

は、1917年4月21日京都市在住のOより「退院願」が送付され、そこには本児の「落し主なり」と書かれていたため、岡山本部はOに「来談」するように回答したことである。つまり、本児を遺棄した父親とみられるOより本児の退院願があり、本児の身元（父親）が判明し、引取りに結びつく重要な情報源が現れたことである。しかし、その後Oからの回答の有無が手元の資料では判明せず、その後も同院で生活したことから、Oからの回答はなかったようである。ただこの経過は⑧実親他との連絡の一端に該当するものであった。

もう1つは、茶臼原孤児院への移転から6ヶ月後の10月13日に旧里親の山高1が岡山本部を訪れ、本児の「様子」を尋ねに来たことで、さらに、2ヶ月後の12月27日には山高1の妻が来所し、綿入着物2枚、綿入羽織1枚、其他雑品を持参し、同院で生活する本児へ「送り呉れ」との依頼があったので、すぐに小包便で送付したことである。これらの行動は、旧里親の山高1夫婦が本児の移転後の生活を気付き、かつ茶臼原孤児院で最初の冬を迎える本児のために、綿入の着物や羽織を贈って冬の寒さをしのいでほしいという願いがこめられていたと理解できることである。このため、8年1ヶ月間の養育を通して、山高1夫婦の中に移転後も「情合関係」の質的な深化が継続していたことが理解できる注目すべき事例であったことである。また、衣類を贈られた本児も旧里親からの衣類を身に付ける度に、旧里親の「情合関係」の深さを実感したと推察できることである。

そして、母乳の必要な生後4ヶ月から学齢期中の8歳5ヶ月までの8年1ヶ月間の山高1による一貫した養育経験は、里親としての専門性を身に付けるモデル的な期間と内容を内在していると理解でき、山高1は専門性を持った里親の1人と理解できることである。

(6) 9歳5ヶ月児の移転

37児は、1909年4月25日に愛媛県伊豫郡上灘村より1歳6ヶ月で入院し、翌26日御津郡馬屋下村大字芳賀の里親cに里預けされた⁸⁾。その後は手元の資料では確認できなくなるが、1914年3月27日本児の尋常小学校入学の書類として「戸籍謄本写し」が里親cに送付されたことが確認できた。

そして、今回は里親cに7年11ヶ月間一貫して養育された本児が、1917年3月28日に9歳5ヶ月で茶臼原孤児院へ移転したことが確認でき、⑦の理由が同院への移転であることが分る事例である。ただ、移転の内容は(4)と同様で、これ以上の資料は手元にないが、本児は幼児前半から学齢期中まで7年11ヶ月間1人の里親に一貫して養育されたタイプで、里預児と里親の間の数量的な「情合関係」の深さも理解できた。また、1歳6ヶ月から9歳5ヶ月までの一貫した養育経験の中に、(5)と同様の、里親としての専門性が内在していると理解できる事例でもあった。なお、里親cは、すでに地区世話役の1人であったことが確認されているが、その前提になったのは、本児の養育経験を通して専門性を持つ里親となり、さらに地区世話役になっていくというプロセスがイメージ化できることである。ただし、これもイメージ化であり、里親c宅に当時の関係資料が残っていれば、先のプロセスなどが解明できるかもしれない。

(7) 2回の「移転延期願」と7年11ヶ月間の養育

44女は、満1歳の1909年10月10日に福岡県遠賀郡若松町より兄と入院し、翌11日に赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国5に里預けされた⁹⁾。その後の動向は手元の資料では不明だが、1916年3月22日に葛国5より養育料を3円に減額して引き続き養育するとの回答があったが、これは3月29日の茶臼原孤児院への移転に参加せず引き続き養育するためであったとみる。

そして、1年後の1917年3月1日茶臼原孤児院への移転児名簿が岡山本部から同院へ送付され移転準備が進む中、13日に葛国5より本女の「引揚一年延期願」が岡山本部に送付されてきた。実は13日に同本部より葛国5他15人以上の里親へ移転通知が発送されたが、葛国5は事前に44女が移転児となることを知っていたようである。つまり、1年前の1916年3月に移転の通知があった時には、養育料を減額して移転を延期した経験などから、1917年3月にも移転があることを認識し、先手を打って「延期願」を提出したのかも知れない。

しかし、その後の経過をみると、3月28日に本児他14人が移転し⑦里預けが終了しており、実際には「延期」にはならなかった。これは、2回目の「移転延期」で、かつすでに本女が8歳9ヶ月の学齢期中であったため、岡山本部側が「移転延期」を認めなかったためと推測する。そして、注目すべきは、葛国5が本児を1歳4ヶ月から学齢期中まで7年11ヶ月一貫して養育し、さらに、2回もの「移転延期願」を提出したことは、里預児と里親の間の数量的な「情合関係」だけでなく、質的なそれも深まっていたと理解できることである。また、この幼児期前半から学齢期中までの7年5ヶ月間の養育経験を通して、葛国5も専門性が内在する里親になっていくことが理解できることである。

(8) 6年7ヶ月間の養育と移転

48児は、1910年8月27日に岡山県英田郡江見村より2歳11ヶ月の時に入院し、同日御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳2に里預けされ¹⁰⁾、今回の資料からは1917年3月28日に8歳で茶臼原孤児院へ移転したことが判明する事例である。このため⑦の理由のみが確認でき、かつその移転経過は(4)と同様であるが、両者の間の養育期間は6年7ヶ月間となり、数量的な「情合関係」の深さが理解できた。また、本児は1人の里親に一貫して養育されたタイプの里預児で、馬芳2は、本児を2歳11ヶ月の幼児期から8歳の学齢期中まで養育しており、この養育経験の中に里親としての専門性が内在していることも理解できる事例であった。

(9) 里親の預替希望と一時的保護

52女は、1910年9月24日に大阪府三島郡如是村より1歳8ヶ月で入院し、翌25日赤磐郡物理村大字光明谷の瀬光1に里預けされた¹¹⁾。その後一貫して瀬光1に養育され、1916年3月29日の茶臼原孤児院への移転に対しては、瀬光1が「移転延期願」を提出し、養育が継続されていた。しかし、1917年1月5日に瀬光1より「今回都合上大阪ニ移転」するので、8日までに8歳になった本女の引取願が岡山本部に送付された。急な依頼であったが、2日後の7日に本女を受取り、同地区内の瀬光2に預替した。このため、この預替は⑤里親への支援のための預替で、その理由は、里親の転居によるものであったことになる。

そして、約2ヶ月後の3月13日に本女の茶臼原孤児院への移転が通知され、(4)などと同様の移転内容が確認でき、同院への移転で⑦里預けが終了する事例であった。このため、瀬光1による養育は、母乳の必要な1歳8ヶ月から8歳までの6年4ヶ月となり、両者の間に数量的な「情合関係」の深さが理解できたが、里親の都合で預替となり、その2ヶ月後に茶臼原孤児院へ移転していることから、瀬光2への預替は、移転までの一時保護として実施されたものであったことも浮上してくる。その背景には、すでに8歳児という学齢期中の移転年齢に達し、かつ、一度移転の候補児となり、そのたった2日後に同地区内の里親に預替になったことから判断できよう。また、「2日後」の緊急対応を可能した前提には地区世話役による新しい里親の開拓を実施する里親間のネットワークが存在して

いたためと推測する。なお、1920年6月5日には、実父が岡山事務所を訪れ本女の「様子」を訪ねて来た事を付け加えておく。

このように、本女の育成歴は、2人の里親に長期間と短期間の養育を受けたタイプで、かつ最初の里親瀬光1は幼児期前半から学齢期中まで養育したため、最後が里親の転居による預替で終わったとしても、里親としての専門性が内在するまでに至っていたとみてよからう。

(10) 里預け終了と棄児養育米給与方の受給

R児は、1910年11月15日に大阪府西城郡豊崎村より1歳7ヶ月の時に入院し、7日後の22日に御津郡牧山村大字下牧の里親4に里預けされ、その後の過程についてはすでに棄児養育米給与方の受給を中心に述べたが¹²⁾、本稿では、1917年3月28日に茶臼原孤児院へ移転することなどが確認できた。つまり、6年4ヶ月間里親4に一貫して養育された本児が、7歳11ヶ月で同院へ移転したため、⑦里預け終了が同院への移転となることが分る。また、1人の里親に幼児期前半から学齢期中まで一貫して長期間養育されたタイプで、それ故に両者の間の数量的な「情合関係」の深さと里親として専門性が内在していたことが理解できる事例でもある。

なお、1919年12月11日には大阪府より同年度「三期分」の「救助米代」が送付され、1920年6月20日には豊崎町役場への「救助料請求書」に誤記があり、再度「請求書」を提出していることから、移転後も棄児養育米給与方による養育米支給に関する事務手続を岡山事務所を担当していたことも確認でき、③の国費と大阪府よりの補助の継続も理解できることである。

(11) 1歳での里預けと7年間の養育

55児は、1911年3月27日に岡山県久米郡鶴田村より1歳で入院し、同日御津郡宇垣村大字吉尾の宇吉2に里預けされた¹³⁾。その後の経過を手元の資料からは確認できないが、今回(4)の事例などと同様に1917年3月28日に茶臼原孤児院へ移転した経過のみが確認でき、⑦里預け終了が同院への移転であったことが分る。また、宇吉2によって母乳の必要な1歳から学齢期中の7歳まで6年間一貫して養育されたタイプであるため、両者に数量的な「情合関係」の深さが理解できると同時に、宇吉2には里親としての専門性が内在していたと言える事例でもあった。

(12) 2歳9ヶ月児と2回の預替

62児は、1911年12月26日に広島県深安郡市村より2歳9ヶ月の時に入院し、同日赤磐郡物理村大字森末の瀬森1に里預けされたが、その後2回預替となり、1915年5月10日からは同郡葛城村大字国ヶ原の葛国6に養育されていた¹⁴⁾。そして、今回は(4)の事例などと同様に、1917年3月28日に茶臼原孤児院へ移転した経過のみが確認でき、⑦里預け終了が同院への移転であったことが分る事例である。また、本児の養育期間は全体で5年3ヶ月であったが、3人の里親によるそれぞれ2年前後の養育であったため、複数の里親に短期間養育されたタイプとなり、このため里親と里預けの「情合関係」が育たないうちに預替となった事例で、里親からみると養育困難がともなう里預けであったのかもしれない。

(13) 「引揚げ延期願」と「引揚命令」

S児は、1912年8月11日に岡山県真庭郡木山村より兄妹(T女)で入院し、本児は4歳5ヶ月の時に赤磐郡物理村大字寺地の里親5に里預けされた¹⁵⁾。その後1916年3月29日の茶臼原孤児院への移転は、養育料の減額で移転が中止になったが、同年8月22日の移転では、里親5が「引揚げ延期願」を

提出したが受入れられず、移転を実行したのであった。しかし、本児は同院着3日後の8月28日に無断外出し、9月3日に里親5宅に単身帰宅し、このため、再度里親5に里預けとなっていたのであった。

今回はここまで紹介したが、今回は、1917年3月13日に本児の茶臼原孤児院への移転が里親5に通知されたところから始める。23日には里親5に、同院への出発が28日午前10時の急行に決定したので、午前8時までに岡山本部に集合するよう通知した。すると、26日に里親5が同本部を訪れて「引揚げ延期」を申し出たので、担当職員が里親5宅に出張し、「引揚げ命令」を言い渡した。このため、すでに(4)などで述べたように3月28日本児を含む16人が同院へ移転し、⑦里預けが終了となった。

つまり、本児は、4歳5ヶ月から9歳までの4年7ヶ月間一貫して里親5に養育されたタイプで、前回までの経過や今回の「引揚げ命令」による強制的な移転の中に、里預けと里親の間の数量的な「情合関係」が育まれていただけでなく、質的な深さが再確認できる事例と言える。ただし、里親の専門性については、4歳5ヶ月からの養育であり、乳児期や幼児期前半の養育経験がないため該当しないことにする。

(14) 4歳4ヶ月児と「移転延期」願

120児は、1913年4月19日に福島県相馬郡原町より4歳4ヶ月で入院し、御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳17に里預けされた¹⁶⁾。その後の養育の経過は手元の資料では不明だが、1916年6月に本児の茶臼原孤児院への移転が通知されたが、「里親の希望に依り延期」になっていたことが確認できる。そして、本児も1917年3月28日に(4)などで紹介したような経過で、同院へ移転し⑦里預けが終了となる事例である。ただし、本事例は今回初めて確認した事例で、4歳4ヶ月から8歳3ヶ月の学齢期中まで3年11ヶ月間一貫して養育されたタイプであるため、数量的な「情合関係」が育まれていたと同時に、1916年6月の時点で里親から「移転延期」願が提出され、養育を継続した事実から質的な「情合関係」の育ちも理解できる事例であったことも分る。

(15) 2年4ヶ月間の養育と移転後の文通

86児は、1914年11月8日に福島県若松市より6歳6ヶ月の時に入院し、同日赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国8に里預けされた¹⁷⁾。1916年3月20日には7歳10ヶ月になる本児の養育について「養育料減額」による養育継続が了承された。そして、1年後の1917年3月28日に、8歳10ヶ月の本児を含む16人が茶臼原孤児院へ移転するが、その経過は(4)などの事例と同様で、⑦の1例であったことが分かる。

ただ、注目できるのは、移転5ヶ月後の1917年8月28日に、葛国8が岡山本部を訪れ、86女の「近況」を尋ね、かつ6歳か7歳の里預けの養育を希望していたことである。さらに、2年後の1919年3月27日には、本女への手紙と本女が希望した「いんき」と「まり」を岡山本部に持参し、茶臼原孤児院への送付を依頼してきたことから、移転後も両者の間で手紙のやりとりがあり、その中で本女から「いんき」と「まる」がほしいとの希望が出され、葛国8がそれを岡山本部に持参したことが理解できることである。つまり、先の2つの行動は、葛国8の2年4ヶ月の養育を通して「情合関係」が育まれ、移転後もそれが継続していたことを裏付ける事実と解釈できることである。また、これまで養育期間が3年以上の場合に両者の間に「情合関係」が育まれると仮定したが、今回は2年4ヶ月でも「情合関係」が育まれる例で、この前提には6歳6ヶ月の女児を8歳10ヶ月まで養育したことが影響

していたと理解できることである。つまり、本女が言語を通してのコミュニケーションが十分に可能なため、両者の間に「情合関係」が早目に育ったと推定できることである。

(16) 8歳4ヶ月までの2年7ヶ月間の養育

80児は、1914年7月23日に岡山市内より祖父が本児（5歳9ヶ月）を連れて来院し、本児の収容を依頼したことから始まり、1ヶ月後の8月23日入院を承諾し、25日御津郡宇垣村大字吉尾の宇吉4に里預けされた事例であった¹⁸⁾。

そして、今回は2年7ヶ月間養育され、(4)などの事例と同様に1917年3月28日に8歳4ヶ月の時に茶臼原孤児院へ移転となり、⑦里預けが終了する事例である。また、本事例は、3年に満たない養育期間で、移転前後に里親からの「延期願」などの具体的な行動もなかったため、数量的な「情合関係」は育っていなかったと理解できる事例となる。

(17) 8歳2ヶ月児の茶臼原孤児院への移転

89児は、5歳の孤児であったため、岡山市内の関係者の紹介で1915年1月4日姉に付添われて入院し、同日赤磐郡葛城村大字国ヶ原の里親8に里預けされた¹⁹⁾。そして、今回は2年2ヶ月間養育され8歳2ヶ月になる本児が、1917年3月28日に茶臼原孤児院へ移転し、⑦里預けが終了となる事例である。そして、本児の養育期間は2年2ヶ月のため数量的な「情合関係」が育っていない事例と理解できる。

(18) 4ヶ月間の養育と一時保護の里親

109女は、1916年2月に父親が行旅病者となり、岡山市役所を通してたぶん財団法人岡山博愛会の診療所に入院したが7月26日死去したため、11月13日に岡山本部に本女の入院依頼があり、推定8歳で赤磐郡瀬戸町大字寺地の瀬寺2に里預けされた事例であった²⁰⁾。

今回は、その109女が、1917年3月2日「足痛」で大変「難儀」しているとの通知が岡山本部にあり、職員が同日瀬寺2宅を訪れ本女の病状を「見舞」、その後近隣の里預児を訪問していたことが分る。そして、この職員の行動は⑤里親への支援の1つである訪問支援であったことになる。また、3月6日には、岡山本部から本女を岡山県病院へ入院させるべきかどうかを、「医師ニ相談すべき旨」を通知した。このため地元医師の診察を受けたようで、15日に「足痛手術を受けし旨」の回答があった。ただ、13日に岡山本部は、本女を養育する瀬寺2他15人ほどの里親に茶臼原孤児院への移転通知を送付していたため、20日に瀬寺2より「足痛経過良好」で、日常生活に問題がなくなったようだが、移転はどのようにすべきかとの問合せがあった。そこで、岡山本部は「医師に判断」を求めるよう回答した。この経過から⑤の地元医師による医療支援も確認できる。

ただし、地元医師による先の件の判断結果は確認できないが、3月28日に本女他15人の里預児が茶臼原孤児院へ移転していることから、たぶん「足痛」は改善し⑦里預けが終了したことが分る。また、本女は推定8歳の学齢児で養育期間が4ヶ月であったことから判断すると、茶臼原孤児院への集団移転に向けての一時保護的な里預けであったと理解でき、里預児を養育する目的の里親だけでなく、茶臼原孤児院への集団移転までの一時保護のための里親も、この時期に登場してくることが明確に理解できる事例となる。そして、これは②の里親の選定条件に、一時保護的里親という項目が加わることを意味する事例といえる。

(19) 急性腎臓炎での死亡と「精神里親」

68女は、1913年5月11日に滋賀県愛知郡小椋村より2歳10ヶ月の時に入院し、赤磐郡豊田村大字円光寺の豊円1に里預けされた²¹⁾。しかし、同年11月4日に和気郡本荘村大字日室の本日3に預替になった。今回は、その68女が1917年4月7日に里親宅で病死するまでの経過が確認でき、⑤里親への医療支援と死亡時支援、⑦里預け終了理由が病死であることが分る事例である。

1917年4月1日に、本日3より、68女が病気になる、高原医院で診察を受けているとの通知が岡山本部にあった。3日後の4月4日にも同様の通知があったが、7日には本女が「病気危篤」との電報が入り、本日3も岡山本部を訪れたが、その直後に68女が死亡したとの電報があった。そこで、翌7日清水事務員が里親宅に出張し、本荘村役場に本女の死亡を「届出」て、同地の墓地に埋葬した。病名は急性腎臓炎であった。

また、6月21日には、本女が「精神里親」として養育料の指定寄付を受けていたため、本女の永眠にともない別の里預児（105女）を坂本定夫人（岡山市古京町）に依頼したが、坂本夫人からは「何れ相談し置く」との回答があり、105女の「精神里親」は検討中であったことも分る。

このため、本事例からは、⑤里親への地元医師の医療支援と死亡時支援が、⑦里預け終了理由が死亡で、③養育料の収入の中の「精神里親」についての具体例が確認できたことになる。そして、本日3には、4歳4ヶ月から6歳9ヶ月までの2年5ヶ月間養育されたが、数量的な「情合関係」が育つ直前で永眠した事例であることも付け加えておく。

(20) 10歳7ヶ月児の里預けと一時保護

129児は、1917年4月7日に福島県若松市の兼子重光牧師の紹介で、本籍が新潟県中浦原郡新関村の妹132女と一緒に10歳7ヶ月で入院し、同日御津郡宇垣村大字野々口の宇野2に里預けされた²²⁾。4月15日には福島県若松市で働いている父から連絡があったため孤児ではなかったことが分る。このため、①新里預児の状況は、紹介人ルートの子供であった。そして、年齢が10歳以上であったためか、1ヶ月もたない4月29日に本児の茶臼原孤児院への移転が宇野2に通知され、翌30日に清水事務員が宇野2宅に行き129児を引き取り帰院した。そして、5月1日同院の職員小野田鉄彌が引率し、午後9時の汽車で茶臼原孤児院に出発したため、⑦里預け終了が同院への移転で、かつ、同院への移転のための②が一時保護的里預けであったことが分る事例である。また、本児が1人で移転になったのは、10歳8ヶ月の学齢期中の里預児で、かつ3月28日の集団移転直後に入院したためであったとみる。

(21) 2年1ヶ月の養育と叔父への帰郷

94児は、1915年2月20日に岡山県赤磐郡鳥取上村より妹90女と一緒に入院する予定であったが、父親存命中は中止にしたため、2ヶ月後の5月9日に3歳2ヶ月で入院し、赤磐郡西高月村大字和田の西和3に里預けされた事例である²³⁾。

今回は、その94児が叔父に引取られ⑦里預けが終了するまでの経過が確認できる。1917年3月12日に岡山本部は、5歳になった94児の里親他4人ほどの里親に茶臼原孤児院への移転希望を問合せた。この移転問合せをした里親たちは、里預児の養育が「何れも成績良好」で「養育料も三円」の里親であった。この事実から、岡山本部は、各里親の養育状態を把握していたことが再確認でき、このため、日常的に④養育水準の確保が一定程度なされていたことが理解できる。また、③養育料が1ヶ月4円であった当時に、3円で養育していた里親の存在も再確認できる。

そして、3月15日には、西和3が岡山本部を訪れ、94児の遠縁（「遠戚」）にあたる同村の者より本

児を「貰い受け」たいとの希望があるとの相談があった。このためか、3月28日の茶臼原孤児院への移転は中止になったようである。

5月8日には、本児の故郷の鳥取上村の叔父より退院願があり、岡山本部は12日叔父に「退院の事に決定」と通知した。6月5日には、西和3に8日に本児を引取に来ることが決定したので、午前中に94児を岡山本部に連れて来るよう通知した。そして、6月8日の退院の日には祖父が来院し、本児を連れ帰り退院となり⑦里預けが終了し、7月13日には、引取人の叔父が「お礼」のため来院したことから⑧実親他との連絡も確認できる。

この経過で気になるのは、従来までのいくつかの事例で実施していた実親を含めた退院後の家庭状況の調査を実施していない点である。これは、本児の帰郷先が岡山本部で生活状態が把握できる近隣地区のため、すでに退院後の叔父の家庭状況を把握していたためと推定しておく。そして、西和3には2年1ヶ月間養育され、5歳3ヶ月の時に帰郷し叔父に引取られたため、西和3との数量的な「情合関係」は育っていなかったと理解する。

(22) 生後2ヶ月での里預けと永眠

124児は、1916年9月5日に静岡県駿東郡北郷村より御殿場町の牧師園部丑之助の紹介で、生後2ヶ月に満たない年齢で入院し、同日御津郡馬屋下村の里親cに里預けされた²⁴⁾。本児は、今回初めて確認した事例で、生後2ヶ月に満たない乳児を里預けしたという意味で、①新里預けとしては、最も低年齢の里預けを養育する事例であった。しかし、残念ながら1歳で永眠してしまうため、この間の⑤里親への医療支援や死亡時支援、さらに⑦里預け終了や⑧実親他への連絡等の内容が具体的に確認できる事例になってしまった。つまり、9ヶ月後の1917年6月15日に本児が病気になり、岡山県病院の小児科で診察を受け、17日にも再度診察を受けることになった。22日には同病院に入院する程の重病となり、病症は「乳粉の中毒」のようであった。24日清水事務員が同病院へ本児を見舞ったが、「経過面白からず、余程重態」となっていた。また、25日も見舞に行き、26日に見舞った時は「幾分か快気」に向ったようであった。

この間に岡山本部は本児の紹介者の園部牧師と親戚の者に、本児の同病院への入院を通知したようで、29日に園部牧師から見舞状が届き、「尚将来をも依頼」と記されていた。30日には静岡県駿東郡北郷村の親戚の者からも見舞状が来ていたが、同日清水事務員が見舞った時も本児の病状はよくなかった。

そして、7月2日本児危篤の電話が岡山県病院からあり、すぐ清水事務員が訪れるが「衰弱甚し」の状態、3日後の5日午後1時に永眠してしまった。病名は栄養障害で、生後11ヶ月頃の「乳離」に際し、牛乳を飲まず「乳粉」ばかりを与えていたため栄養障害が発生したのであった。

そこで、本児の死亡手続のため、まず死亡診断書を取り戸籍地の家族に送付し、役場に届け出るよう通知し、次に親戚の者と園部牧師にも「死亡通知」を送付した。また、清水事務員が「夫々始末」を実施した(たぶん遺体の火葬等を実施したとみる)。9日には、園部牧師より、「弔辞を兼ね遺体処分」をよろしくたのむとの書状が来着した。11日は、先の親戚より「親戚総代」として「挨拶状」が送付され、13日には、里親cより「端書」が来た。そして、16日には先の親戚より死亡届は北郷村役場で受付てもらったとの通知があった。

以上のように、岡山県病院への入院から永眠、その後の対応の経過から⑤、⑦、⑧の具体例が確認

できる。特に、⑤と⑧では、清水事務員を中心とする岡山本部側の業務が多様であることが理解できる。また、生後2ヶ月弱の乳児を10ヶ月間養育し、離乳までこぎつけたが、その後の離乳食が適応せず、永眠してしまったことは、当時の乳児の里預けの養育がいかに困難であったかを再確認する事例でもあった。

なお、里親cは、前述の(6)のように1917年3月28日まで、37児を幼児期前半から学齢期中まで7年11ヶ月一貫して養育し、里親としての専門性を有する地区世話役であったことから、その専門性などを生かして、今回のような生後2ヶ月にも満たない乳児の養育を担当したと理解でき、里親選定のついでに配慮が推定できることである。しかし、たぶん母乳に困り10ヶ月で離乳し、牛乳や「乳粉」で養育したため、死亡してしまったということになる。

(23) ハンセン病と大島療養所への入所

六児は、1912年11月18日に和歌山県那賀郡田中村より妹(五女)と一緒に入院し、同日和気郡藤野村大字吉田の里親19に里預けされた²⁵⁾。そして、2年9ヶ月後の1915年8月18日に父親が大阪市の外島保養院(ハンセン病療養所)に入院したため、入院の事情等の調査を大阪分院に依頼した。すると11月9日に同分院より本児の「病気」の有無の問い合わせがあり、その後12月23日やっと同保養院の医師が本児を診察し、初期症状を確認し、治療可能とのことで同保養院への入院を依頼した。ただし、すぐには入院できず、田中村役場等と連絡を取り入院の手続きを進めていたが、ここまでが、前回のまとめであった。

そこで、今回は、その後六児が⑦里預けを終了して大島療養所へ入院するまでの経過を紹介し、この間の⑤里親への支援などの具体例をまとめてみる。

1917年1月18日には、本児の入院を熊本回春病院へ照会したが回答がなく、2ヶ月後の3月5日にも再度入院を照会した。すると9日に「目下男患者収容の余地」なしとの回答が来た。

そして、本児のハンセン病確認から5ヶ月後の5月24日に、清水事務員が出張し養育を継続していた里親19より引き取り、岡山市花畑の岡古1に預替した。この預替は、里親19よりの依頼によるものかどうかは資料的に確認できないが、里親19は本児が9歳4ヶ月になるまでの4年6ヶ月間養育し、数量的な「情合関係」が育まれている中での預替であったことになる。また、この時大島療養所への収容手続中であり、先の②里親の選定は、本児を同療養所へ収容するまでの一時保護として岡古1を選び、預替をしたようである。翌25日には、岡古1方への寄留届を岡山市役所に提出したら、岡古1自身が「未寄留」のため、岡古1の寄留届後に本児の寄留届を出すことにした。この経過から預替先が、身元が定まらない生活が不安な家庭であった可能性が推測できる。

さらに、6月5日には、再度清水事務員が同行し、岡山県病院で本児の病気の診察を受け、X線写真も撮り、翌日結果を聞くことになった。しかし、翌6日の結果は「愈悪病」との診断で、岡山警察署を通して大島療養所に収容することになった。このため、11日に同警察署に本児の収容願を提出したところ、約1ヶ月後の7月13日に同署衛生主務巡査が岡山本部を訪れ、17日午前5時40分発の宇野線で大島療養所に出発するとの通知があった。そこで、14日に、本児が持参する下記の携帯品を同署に差し出した。

- 一、綿入羽織 二枚 一、本線裕 五枚
- 一、単衣片平共 四枚 一、紺足袋 一足

一、袴下 一枚 一、小学校教科書類数点

一、柳行李 一個 以上

そして、7月17日は、百田事務員と巡査1人の付添で、朝5時41分の汽車で大島療養所へ出発し⑦里預けが終了した。

このように、本事例は、里預児のハンセン病罹患にともなう里親19から岡古1への⑤預替支援、岡古1への寄留届の手續支援、岡山県病院での医療支援、さらに里親ではないが、大島療養所への衣類支援の具体例が確認でき、本児の場合は「癩予防ニ関スル件」の第3条に定められた条件に該当したため、最終的には警察（行政）の力で大島療養所に入所し、⑦里預けが終了になったことも分る。特に、里親19から岡古1への預替は、里親19宅への感染を防止するための預替支援と推定するが、本児を引き受けた岡古1にとっては、ハンセン病に感染していることを知りながらの受け入れであり、大島療養所入所までの一時的保護であったとしても、なぜ岡古1が受け入れたのかその理由を知りたいところであるが、不明である。また、ハンセン病への感染が判明すると、「癩予防ニ関スル件」の第1条で、医師が「患者及家人ニ消毒其ノ他予防方法」を指示し、3日以内に「行政庁」（岡山県庁）に届けることが、第2条では患者宅の「消毒其ノ他予防」を医師と吏員の指示で実施することが定められていたが、本児が4年6ヶ月間生活した里親19宅と2ヶ月間在住した岡古1宅で消毒等が実施されたかどうか不明であったことを付け加えておく。

さらに、本児は長期間と短期間の2人の里親に養育されたタイプだが、最初の里親19には4歳10ヶ月から9歳4ヶ月まで4年6ヶ月間養育され、数量的な「情合関係」が育っていたと理解できることである。

なお、7月7日には、里親19への6月分の養育料を「日割勘定」で送付していることから、預替などによる最終月（最初の月もか）の③養育料は、日割計算で支払っていたことが確認できる。

(24) 推定8歳の家出児と実父への引渡し

126児は、1916年10月4日に推定8歳の棄児として入院し、11日には岡山市上内田町の西洋洗濯業を営む岡上1より「貰受」の希望があったため、翌12日に預けたが、これは「貰受」でなく「仮預け」であった²⁶⁾。つまり、本児も一応里預児ということになり、①新里預児の状況が、推定8歳の棄児ということになる。

そして、1917年3月20日には、岡上1より本児は「盗癖甚だし」との訴えがあり、本児の話では神戸市内で生活し、母親は継母で、父親は「虐待」をするので、「土山学校」で生活していたこともあったとのことであった。そこで、この件を土山学園に照会したら、24日「収容」したことはないとの回答があった。4月2日には、岡上1が来所し、本児の「引取」を願い出た。5月20日には、岡山警察署より本児が家出し御津郡福浜村にいるとの通知があったので、岡上1宅で「世話中」とであると応えた。

このように、本児は非行傾向が強く里親からも引取願が出ていたため、里親による養育が無理であると判断し、6月26日に岡山本部の事務員が、御門学園を訪れ本児の入院を依頼するが、山田院長より「目下満員」であるとの回答があった。28日にも再度御門学園を訪れたが院長は不在で、職員に本児の「素行」を話して帰宅した。

もう一方で、父親の住所を警察を通して捜索していたようで、その結果実父の所在が判明し、8月

15日岡山警察署を経て神戸在住の実父に引き渡すことになり、養育期間10ヶ月で⑦里預けが終了となった。ただし、9月11日には、奈良駅構内を徘徊しているところを警察官が発見し、神戸市役所へ引渡したとの連絡があったので、すでに「当院とハ無関係」と回答した。

この経過をみると、本児は棄児ではなく、①は家出児で、非行傾向が強かったため、里親からの引取願があり、⑤里親への支援として感化施設への収容を試みたが、実父の住所が判明したため、警察署を通して帰郷した事例であったことになる。

(25) 3歳児の養育と2ヶ月での病死

130女は、1917年7月28日に京都府より叔父に伴われ3歳の時に入院し、同日御津郡牧石村大字金山寺の牧金10が迎えに来て里預けされた²⁷⁾。しかし、2ヶ月後の9月10日に本女急病との通知があり、翌11日に「死亡」の知らせがあったため、百田事務員が出張したことだけが判明する事例である。

このため、①新里預児の状況は、3歳の女児で、⑦里預け終了は病死で、養育期間はたった2ヶ月であったことのみしか分らず、病名、診療の有無、死亡後の岡山本部の対応なども手元の資料からは確認できない。

(26) 米国の出身者からの委託児2人と退院後の展開

70児と71児は、米国在住の出身者の子どもで、2人の兄弟は、1913年8月18日に伊藤条次郎夫人に付添われて米国ロスアンゼルスから来岡し、同日に兄が上道郡御林村大字檜葉の御檜2に、27日には弟が御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳3に里預けされた①と③が委託児(料)であった²⁸⁾。その後の養育については、前回資料が残っている兄を中心に紹介したが、今回は、この兄弟が、継母の来岡により⑦里預けを終了する経過と、その後の展開をまとめてみる。

1917年4月3日岡山本部は、4月23日の岡山孤児院三十年記念会で、本兄弟が石井十次院長の記念銅像の除幕を担当することにしたため、黒の木綿羽織を新調して各里親に送付した。23日当日は、来賓者183人、出身者、旧職員、里預児と里親118人が見守る中で本兄弟によって除幕式が実施されたようである。また、この時馬芳3から、米国の父親から20円が直接送付されたとの報告も受けていた。5月3日には兄を養育する御檜2よりも同様の報告があった。

そして、約2ヶ月後の6月26日には、再婚した継母が岡山本部を訪れたが、この来訪の中には、本兄弟の引取りの件も含まれていたとみる。というのは、約3ヶ月後の10月2日に、馬屋下村大字芳賀の地区世話役里親cの妻が来所し、馬芳3は弟の養育継続を希望していると話していたからである。また、25日には大阪市の継母より「渡米明春」まで延期し、それまでに「子供達にも面会」したいとの連絡があったため、2人の里親に先の件を通知して承諾を得、26日には継母に報告したという経過があったからである。

そして、11月2日には、大阪市の実家に在住する継母より、2、3日後に来岡し、「子供等の事」について相談したいとの通知があり、継母は6日に来所した。継母の希望は、2人を実家で養育したいということで、同日職員が馬芳3宅に出張して弟を連れ帰り、合せて同地区の里親たちに10月分の養育料を配布した。翌8日には兄を引取るため御檜2宅に出張し、連れ帰った。また、9日には継母が御檜2宅にお礼の「挨拶」に行き、10日には、大原孫三郎理事と馬芳3宅にお礼の「挨拶」に行き、同夜には送別会も開かれ、翌11日に兄弟は継母に伴われ大阪に帰宅した。以上が、⑦里預け終了の経過であり、この経過から岡山本部は継母と連絡を取りながら退院の準備を進めて行ったことが理解で

き、その意味では⑧実親他との連絡も密になされたことも確認できる。

これで里預けは終了したが、実は先の兄弟は継母と渡米せず、継母の実家（大阪）で養育されていたため、1年1ヶ月後の1918年12月29日に兄が、継母の実家から家出し、単身岡山市に来て、岡山警察署に保護されるという事件が起る。そして、この経過から、本児を3歳8ヶ月から7歳11ヶ月まで4年3ヶ月間養育した御楯2との間に数量的な「情合関係」が育っていただけでなく、質的な育ちも読み取れ、その具体的な経過は次のようであった。

兄の家出を調査した大阪分院の富田象吉事務員の1919年1月7日の報告によると、12月29日早朝に本児は「家人ハ全ク気付カス」に、梅田駅で岡山行の切符を求めていたところ、曾根崎警察署の巡査に「何故岡山ニ行クヤ」と詰問され、「兄ノ命令ニテ用事アリ至急下岡スル」と即答し、あまり不審の様子もなかったが、「何分幼少者独り旅行」のため、兄を呼出し説諭する必要があると考え、同署より天下茶屋警察署に電話をした。天下茶屋署より養育中の継母の実家に連絡すると、「大ニ驚キ」曾根崎署に引取に行くことにした。この間本児は空腹を訴えたので、巡査は食事に行くことを許可したら帰ってこず、岡山行の列車に乗り、岡山警察署に保護されたのであった。

一方、継母の実家は、父親が「商用」で12月下旬より旅行中で、継母の弟妹しかおらず、29日11時頃に旧里親の御楯2宅に本児の家出について電報を打った。するとまもなく、岡山警察署より本児を保護したとの連絡が御楯2宅にもあり、早速大阪の継母の実家へ返電した。しかし、この返電には何の返答もなかったが、これは継母の父親が不在のためで、1月6日岡山本部に父親が帰りしだい本児を迎えに行くと電報が入った。

この間に、富田事務員は、本児の継母の実家の弟妹より本児等の生活状態についても調査し、その報告によると、本児は「勉強ハ実ニ出来ス」お金の計算はほとんど「間違」え、同家では「余程モテアマシ」ている様子である一方、弟は「性質モヨク学問モ出来ル」と、兄の評価は非常に低かったことが分る。

ただし、12月29日に「家出」の電報を受けた旧里親の御楯2は、1月6日の岡山本部への連絡では、本児に対して別の認識を持っていた。つまり、本児を4歳の時より9歳まで「六ヶ年間御世話致シ、僅カ一年二ヶ月ノ間ニ不正直ニナルベシトハ如何ナル事カ、本人ニ逢フテ話シヲ致シ度」思うが、目下「風邪」のため出かけられないので「何分宜シク頼ム」と、本児の今回の行動に驚きかつ、本児への信頼に満ちた手紙が送付されていたからである（この手紙の9歳まで6ヶ年間の世話は里親の思い違いである）。このため、本児の「家出」の背景には、継母の実家（家族）の本児に対する評価の低さと、旧里親と本児の間の「情合関係」の質的深さに象徴されるような認識的な相違があったことが理解できる。

そして、1月13日に大阪市より叔父が来所し本児を連れ帰るが、この間本児が滞在したのは岡山市内で、旧里親宅ではなかったとみる。

2月6日には、ロスアンゼルス在住の出身者より年賀状と、昨年12月28日に三男（152児）が誕生し、果物店を営んでいたが失敗、9月より朝刊紙朝日の工場長として働き、年末は「毎日十九時間労働」をしたとの来信があった。また、6月14日には、在ロスの継母より、昨年の兄の「家出」の件で、岡山本部に「挨拶状」が来た。

また、10月21日には、継母が「家事都合ニテ」三男を連れて来日し、大阪市の実家におり、来春3

月渡米するとの連絡があった。これは、結果的に、三男を里預けするための来日であったようで、1920年2月3日継母は、以前に70児（二男弟）を里預けした御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳3に1歳2ヶ月の三男を直接里預けしたのであった。今回の里預けについて、岡山事務所は知らなかったが、三男の里預け後継母が同事務所を訪れ、この事を報告し、かつ、長男（兄）の件で「種々相談」をし、次男（弟）については3学期終了後三男と同様に馬芳3に再度預けるつもりと話していた。

このため、三男の里預けは岡山事務所を通してのそれではないが、先の経過から実質的には同事務所が監督にあたったとみられ、一応里預けに含めておくことにする。また、次男の再度の里預けについては、その後の資料がなく確認できない。

さらに、2月6日には、継母より長男についての「依頼状」が来たが、これは再度長男も里預けをしたいという「依頼状」のようであった。また、9日には在ロスの出身者より3年以内に一度帰国したいとの手紙が送付された。ただし、5月2日の継母（大阪市から）の手紙では、長男は「其后成績」が良くなり、実家で養育するとの回答があり、里預けは中止になったようである。

このように、今回の資料からは、在ロスの出身者の2人の子どもの⑦里預け終了から、その後の長男の「家出」や継母による三男の里預けと、3人の兄弟に対する養育相談への対応など退院後の⑧実親他への支援も確認できたことになる。

2) 1918年の終了児の個別事例の内容と特徴

1918年に里預けを終了した事例は16例あり、その個別事例の概要をまとめると表2のようになる。以下では、この表2の順序で各事例を分析していくことにする。

(1) 就学年齢児の茶臼原孤児院への移転

46児は、1910年8月4日に岡山市役所より生後3ヶ月の棄児として入院し、同日赤磐郡西高月村大字牟佐の西牟3に里預けされた²⁹⁾。その後1916年8月7日まで6年間養育されたが、6歳3ヶ月の時に茶臼原孤児院へ移転することになり、本児を岡山本部へ同伴したが、「脱出」し西牟3宅に帰宅してしまっただけであった。このため、翌8日岡山本部に連れもどされたが、移転は中止となり、赤磐郡可真村に預替されたことだけ分かっていた。

今回は、先の預替が8月8日で、預替先が同村大字可真下の可下6であったことが判明し、さらに、1918年3月27日に7歳10ヶ月で茶臼原孤児院へ移転したことなどが明らかになった。このため前者の預替は、ある種の⑤里親への支援になるとみられ、後者は⑦里預け終了の理由であった。また移転までの経過をみると、本児は1917年1月20日岡山市役所より就学年齢に達したとの通知があり、翌1918年3月12日に茶臼原孤児院への移転通知が可下6他14人の里親に送付された。そして、3月27日本児他14人の里預け児が集り、石井十次院長の銅像前で記念撮影を行い、岡山駅発午後5時27分の下関行の汽車で出発し⑦里預けが終了したのであった。

このため、可下6による養育は6歳3ヶ月から7歳10ヶ月までの1年7ヶ月間で、数量的な「情合関係」が育っていなかったといえる。また、本児の成育歴は長期間と短期間の2人の里親に養育され、最初の西牟3には母乳の必要な生後3ヶ月から6歳3ヶ月まで6年間養育され、数量的にも質的にも「情合関係」が深り、それ故に西牟3には里親としての専門性が内在していたことが理解できる事例でもあった。

(2) 7年7ヶ月間の養育と11歳での移転

47女は、1909年12月10日に京都市より2歳9ヶ月の時に入院し、8ヶ月間の入院治療後、1910年8月20日に、赤磐郡西高月村大字和田の西和4に里預けされた³⁰⁾。その後1916年3月10日には、9歳になった本女の養育料の減額を受け入れ、養育を継続していたところまで確認していた。

今回は、その後本女が移転となり、⑦里預け終了となるまでの経過が確認できる。1917年3月12日、岡山本部は「成績良好」な養育料を3円に減額している西和4他4人ほどの里親に茶臼原孤児院への移転希望を問い合わせた。すると3日後15日に「引続き預り度旨」の回答があったので、「当分其まゝにして置く事」にした。つまり、本女は、すでに10歳に達していたが里預けが継続されることになっ

1918 (大正7) 年の里預け終了児一覧

<表2>

	里預児	生年月日	出身県	里預け年齢	里預け年月日	終了年月日	終了年齢	養育期間	終了理由	里親	里親住所
(1)	46児	1910年 5月15日	岡山県	3ヶ月	1910年 8月4日	1916年 8月8日	6歳3ヶ月	6年	預替	西牟3	赤磐郡西高月村大字牟佐
				6歳3ヶ月	1916年 8月8日	1918年 3月27日	7歳10ヶ月	1年7ヶ月	茶臼原	可下6	赤磐郡可真村大字可真下
(2)	47女	1907年 3月15日	京都府	3歳5ヶ月	1910年 8月20日	1918年 3月27日	11歳	7年7ヶ月	茶臼原	西和4	赤磐郡西高月村大字和田
(3)	162児	1910年 10月1日	岡山県	2ヶ月	1910年 12月8日	1918年 3月27日	7歳5ヶ月	7年3ヶ月	茶臼原	馬芳14	御津郡馬屋下村大字芳賀
(4)	56児	1911年 1月2日	岡山県	7ヶ月	1911年 8月11日	1912年 6月2日	1歳5ヶ月	10ヶ月	預替	里親 t	御津郡牧石村大字玉柏
				1歳5ヶ月	1912年 6月2日	1918年 3月27日	7歳2ヶ月	5年9ヶ月	茶臼原	里親 r	和気郡本荘村大字日室
(5)	58児	1911年 7月2日	兵庫県	2ヶ月	1911年 9月10日	1913年 4月28日	1歳9ヶ月	1年7ヶ月	預替	一西1	御津郡一宮村大字西辛川
				1歳9ヶ月	1913年 4月28日	1913年 8月27日	2歳1ヶ月	4ヶ月	預替	馬芳3	御津郡馬屋下村大字芳賀
				2歳1ヶ月	1913年 8月27日	1915年 5月28日	3歳10ヶ月	1年9ヶ月	預替	牧金1	御津郡牧石村大字金山寺
				3歳10ヶ月	1915年 5月28日	1918年 3月27日	6歳8ヶ月	2年10ヶ月	茶臼原	葛国7	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(6)	Q児	1910年 9月18日	兵庫県	1歳11ヵ月	1912年 8月9日	1917年 2月17日	6歳5ヶ月	4年6ヶ月	預替	宇字2	御津郡宇垣村大字宇垣
				6歳5ヶ月	1917年 2月17日	1918年 3月27日	7歳6ヶ月	1年1ヶ月	茶臼原	馬芳16	御津郡馬屋下村大字芳賀
(7)	T女	1910年 3月1日	岡山県	2歳5ヶ月	1912年 8月11日	1918年 3月27日	8歳	5年7ヶ月	茶臼原	里親6	赤磐郡物理村大字寺地
(8)	八女	1909年 5月10日	山口県	3歳8ヶ月	1913年 1月5日	1918年 3月27日	8歳10ヶ月	5年2ヶ月	茶臼原	瀬光3	赤磐郡瀬戸町大字光明谷
(9)	119児	1910年 2月25日	兵庫県	3歳	1913年 2月18日	1918年 3月27日	8歳1ヵ月	5年1ヶ月	茶臼原	瀬光4	赤磐郡瀬戸町大字光明谷
(10)	121女	1910年 5月20日	福島県	4歳6ヶ月	1914年 11月8日	1918年 3月27日	7歳10ヶ月	3年4ヶ月	茶臼原	葛国8	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(11)	101児	1911年 2月17日	北海道	4歳9ヶ月	1915年 11月15日	1918年 3月27日	7歳1ヶ月	2年4ヶ月	茶臼原	宇字4	御津郡宇垣村大字宇垣
(12)	104児	1911年 2月23日	岡山県	5歳5ヶ月	1916年 7月6日	1918年 3月27日	7歳1ヶ月	1年8ヶ月	茶臼原	西和6	赤磐郡西高月村大字和田
(13)	125児	1912年 1月17日	山形県	4歳8ヶ月	1916年 9月14日	1917年 5月16日	5歳4ヶ月	8ヶ月	預替	里親 k	御津郡宇垣村大字野々口
				5歳4ヶ月	1917年 5月16日	1918年 3月27日	6歳2ヶ月	10ヶ月	茶臼原	馬芳18	御津郡馬屋下村大字芳賀
(14)	133女	1912年 3月12日	山口県	5歳6ヶ月	1917年 9月3日	1918年 3月27日	6歳	6ヶ月	茶臼原	玉観1	上道郡玉井村大字観音寺
(15)	134女	1908年 6月27日	山口県	9歳3ヶ月	1917年 9月3日	1917年 11月9日	9歳5ヶ月	2ヶ月	預替	西和5	赤磐郡西高月村大字和田
				9歳5ヶ月	1917年 11月9日	1918年 3月27日	9歳9ヶ月	4ヶ月	茶臼原	五伊1	赤磐郡五城村大字伊田
(16)	135児	1916年 9月20日	岡山県	1歳	1917年 9月25日	1918年 4月22日	1歳7ヶ月	7ヶ月	死亡	可下9	赤磐郡可真村大字可真下

たのであり、この経過から、6年7ヶ月間の養育を通して里親の「情合関係」が数量的にだけでなく、質的にも深まっていたことが理解できることである。また、「成績良好」な養育料を3円に減額したとあることから、前者は④養育水準の確保が、後者は③養育料の減額が確認できることになる。

そして、1年後の1918年3月12日に本女以下14人の茶臼原孤児院への移転が、各里親に通知されるが、この時は移転延期願が出なかったようで、3月27日に前述した(1)と同様の内容で、本女を含む15人が移転した。このため、本女は3歳5ヶ月から11歳までの7年7ヶ月間西和4に一貫して養育されたタイプで、養育終了年齢および養育期間は最も高く長い事例の1つということになる。また、このような長期間の養育経験（乳児期や幼児期前半の養育体験はないが）から里親としての専門性も内在していたことが理解できる事例でもあった。

(3) 生後2ヶ月児の7年3ヶ月間の養育

162児は、1910年12月8日に岡山市役所より生後2ヶ月の棄児として入院し、同日御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳14に里預けされたことが、今回判明した事例で、①新里預児の状況が生後2ヶ月の棄児で、入院ルートは岡山市役所ルートであったことが分る事例である³¹⁾。なぜ欠落していたのかというと、本児は生後2ヶ月からの養育であったが病気などの養育上の問題がなく育ったため、本児の存在が各資料に出てこなかったからである。

そして、今回は、本児がすでに6歳3ヶ月に達した1917年1月20日に、岡山市役所より就学齢に達したとの通知があったことから本児の存在が確認でき、すでに1910年12月8日に馬芳14に里預けされていたことが判明したのである。

さらに、5月15日には、本児他の就学の件とみられるが、近隣の旭東尋常小学校の木山教師が岡山本部を訪れ、翌16日には同市役所より本児の就学の件で呼び出しがあったので、「里預先にて就学」中であると説明していた。このため、本児は馬芳14宅から地元の尋常小学校に就学していたことが分った。

また、1918年3月12日には、本児他14人の茶臼原孤児院への移転が、各里親に通知され、先の(1)で述べたように3月27日に同院へ移転したため、⑦里預けが終了した。

つまり、本児は、母乳の必要な生後2ヶ月から学齢期中の7歳5ヶ月まで、7年3ヶ月間も馬芳14に一貫して養育されていたことが確認できるタイプで、両者の間に数量的な「情合関係」の深さが理解でき、かつ、里親の専門性も内在していたことが分る事例であった。

(4) 「別れて甚だ悲しき」との里親からの手紙

56児は、1911年8月11日に岡山県久米郡大井西村より生後7ヶ月で入院し、同日御津郡牧石村大字玉柏の里親 t に里預けされたが、10ヶ月後の1912年6月2日本児が1歳5ヶ月の時に、和気郡本荘村大字日室の里親 r に預替となり、その後は里親 r が養育中であった³²⁾。

今回は、1917年4月23日の岡山孤児院創立三十年記念会に里預児と里親が招待されていたが、本児は病気のため不参加との通知があったことが確認できた。また、6日後の29日には、里親 r より本児の病気が「全快」したことも報告された。

そして、1918年3月12日に本児他14人の茶臼原孤児院への移転が各里親に通知され、前述したように27日に移転し、⑦里預けが終了となった。ただし、ここで注目できるのが、移転2日後の4月1日に里親 r より本児と「別れて甚だ悲しき旨」の手紙が岡山本部に届いたことである。これは、本児を

1歳5ヶ月から7歳2ヶ月まで、5年9ヶ月間養育した里親rの素直な心境を、このような手紙を書くことで、岡山本部側にも理解してもらいたいと考えたためであったと判断でき、先のような手紙を書かざるおえなかった行為の中に里親の里預児に対する「情合関係」の質的な深さが理解できることである。また、本児は、乳児期から学齢期中まで短期間と長期間の2人の里親に養育されたタイプで、特に後者の里親は幼児期前半から学齢期中まで養育したため、里親としての専門性も内在していたと理解できる事例でもあった。

(5) 養育困難児と2年10ヶ月間の養育

58児は、1911年9月10日に兵庫県武庫郡山田村より生後2ヶ月で入院し、同日御津郡一ノ宮村大字西辛川の一西1に里預けされたが、その後3回も預替となり、1915年5月28日からは、赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国7に養育されていた³³⁾。

今回は、葛国7で養育されていた本児が、1918年3月12日に茶臼原孤児院への移転が通知され、前述したように3月27日に移転し、⑦里預けが終了することだけが確認できた。このため、本児は、葛国7に3歳10ヶ月から6歳8ヶ月まで2年10ヶ月間養育され、数量的な「情合関係」が育つ直前であったと理解できよう。

さらに、本児は母乳の必要な生後2ヶ月から6歳8ヶ月までの間に4人もの里親に養育されたタイプで、このような経過をたどった背景には、本児が養育困難児であったためとみることもできよう。

(6) 「取扱不親切」による預替

Q児は、1912年7月16日に兵庫県穴栗郡奥谷村役場より入院依頼があり、8月9日に1歳11ヶ月で入院、御津郡宇垣村大字砂場の宇宇2に里預けされた³⁴⁾。

今回は、1917年1月20日に、本児を1歳11ヶ月から6歳5ヶ月まで4年6ヶ月間養育した宇宇2が「取扱不親切」のため、本児の引揚を同里親に通知したことから始る。そして、2月17日に本児を引揚げ、御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳16に預替し、この預替は、④養育水準の確保のためのそれであったことが確認できる事例である。このため、本児を1歳11ヶ月から4年6ヶ月間養育した宇宇2との間には、数量的な「情合関係」が育まれたと理解できる養育期間に達していたが、実際には「情合関係」が育まれていなかったことを裏付ける事例であったことが分る。なお、馬芳16には2月11日に出身者の長男111児も里預けされ、②が2人の里預児を同時に養育した。

そして、1917年2月12日には、兵庫県穴栗郡奥谷村役場から、本児の就学についての通知が送付され、その1年後の1918年3月12日には、7歳6ヶ月の本児他14人を養育する各里親に茶臼原孤児院への移転が通知され、27日に移転し、⑦里預けが終了した。このため、本児は2人の里親に養育されたタイプで、馬芳16には1年1ヶ月間の養育のため、両者の間に数量的な「情合関係」が育っていなかったことになる。むしろ、学齢期に達しており、同院への移転までの一時保護的な②里親の選定であったことが分る。

(7) 5年7ヶ月間の養育と移転延期

T女は、1912年8月11日に岡山県真庭郡木山村より4歳の兄S児と共に2歳5ヶ月で入院し、赤磐郡物理村大字寺地の里親6に里預けされた³⁵⁾。

その後里親6に一貫して養育されていたが、今回は、1917年3月12日に④が「成績良好」で②養育料3円に減額した里親6他の里親に、茶臼原孤児院への移転の希望を問い合わせ、かつ翌13日には、7

歳となった本女の茶臼原孤児院への移転が通知されたことが分る。さらに、23日には3月28日午前10時の急行で同院へ出発することが決定したので、午前8時までに岡山本部に集合するよう連絡があった。しかし、27日里親6が岡山本部を訪れ、「日向行延期」を要望したので、ともかくT女を伴ない来岡するよう言い渡したが、翌28日の出発までにT女は来岡せず、この時は移転が延期になったことがその後の経過から理解できた。そして、翌1918年3月12日に再度移転が通知され、27日に前述のように茶臼原孤児院への移転が実施され、⑦里預けが終了になるのであった。

このように、本女は、2歳5ヶ月から学齢期中の8歳まで5年7ヶ月間1人の里親に一貫して養育されたタイプであるため、数量的な「情合関係」が深いことが理解できると同時に、1917年3月27日の里親6の移転延期願の行動は、質的な「情合関係」の深さの表れと解釈できる。また、里親6の幼児期から学齢期中までの5年7ヶ月間の養育経験は、里親としての専門性が内在していたと理解できることである。

(8) 移転延期と養育料の減額

八女は、1913年1月5日に山口県熊毛郡勝間村より姉（七女）と一緒に3歳8ヶ月の時に入院し、同日赤磐郡瀬戸町大字光明谷の瀬光3に里預けされた³⁶⁾。

今回は、まず、本女が7歳10ヶ月の学齢期になり、1917年3月12日に岡山本部から茶臼原孤児院への移転の問合せがあったことが確認できた。この「問合せ」は、里預児の養育が④「成績良好」で、③養育料が3円に減額した里親であった。そして、12日後の3月24日瀬光3より、本女を「引続き預りたし」、養育料は3円でよいとの回答があり移転は延期になった。また、この時種痘を実施したとの報告もあった。

そして、1年後の1918年3月12日にも本女を養育する里親他14人に茶臼原孤児院への移転が通知され、この時は移転を了承したようで、3月27日前述したように同院へ出発し、⑦里預けは終了となる。

このため、本女は3歳8ヶ月から8歳10ヶ月まで5年2ヶ月間一貫して養育され、数量的な「情合関係」の深さが理解でき、かつ、1917年3月の茶臼原孤児院への移転の問合せに対して、引続き養育料を3円に減額のまま本女の養育継続を希望した行動の中に、「情合関係」の質的深さも認識できる事例である。また、本女は、幼児期から学齢期中まで1人の里親に一貫して養育されたタイプの里預児で、さらに、瀬光3の5年2ヶ月間の養育経験を通して、(7)と同様に里親としての専門性に近いものが内在化していたとみられる事例である。

(9) 8歳1ヶ月までの養育

119児は、1913年2月18日に兵庫県有馬郡有馬町より3歳の時に入院し、赤磐郡瀬戸町大字光明谷の瀬光4に里預けされた³⁷⁾。その後の経過は手元の資料では確認できなかったが、本児が8歳1ヶ月の学齢期にある1918年3月12日に茶臼原孤児院への移転が通知され、前述のように3月27日に同院に向け出発し、⑦里預けが終了となることだけが判明する事例である。

このため、本児は3歳から学齢期中の8歳1ヶ月まで5年1ヶ月間一貫して瀬光4に養育され、両者の間に数量的な「情合関係」の深さが理解できることになる。また、幼児期から学齢期中まで1人の里親に一貫して養育されたタイプの里預児で、かつ、瀬光4は、5年1ヶ月間の養育経験を通して、(8)と同様に里親としての専門性に近いものを内在化したとみることができるともできる事例でもある。

(10) 3年4ヶ月間の養育と移転

121女は、1914年11月8日に福島県若松市より4歳6ヶ月で入院し、赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国8に里預けされた³⁸⁾。やはり、その後の経過については、手元に資料がなく、1918年3月12日に茶臼原孤児院への移転が通知され、前述したように3月27日に同院に出発し、⑦里預けが終了したことだけが分る事例である。

このため、本女は、4歳6ヶ月から学齢期中の7歳10ヶ月まで3年4ヶ月間葛国8に養育され、数量的な「情合関係」が育まれていたことが理解できる事例でもあった。また、本女は、1人の里親に一貫して養育されたタイプの里預児となる。

(11) 2年4ヶ月間の養育と移転

101児は、1915年11月15日に北海道函館区で保護されて4歳9ヶ月の時に入院したが、病気のため岡山県病院で入院治療を受け、20日後の12月5日に御津郡宇垣村大字宇垣の宇宇4に里預けされた³⁹⁾。

その後も宇宇4宅で養育され、1918年3月12日に7歳1ヶ月になった本児に茶臼原孤児院への移転が通知され、出発前日の26日に里親に付添われ岡山本部に來所し、3月27日同院へ向け出発し、⑦里預けが終了するという事例であった。

このように、本児は4歳9ヶ月から7歳1ヶ月まで2年4ヶ月間宇宇4に養育され、1人の里親に育てられたタイプであったが、数量的な「情合関係」が育まれるまでには至ってないと理解できる事例である。

(12) 父親の問合せと1年8ヶ月間の養育

104児は、1916年7月6日に岡山市内より病父に伴われ5歳5ヶ月の時に入院し、同日赤磐郡西高月村大字和田の西和6に里預けされた⁴⁰⁾。その2ヶ月前の5月9日には妹103女も入院し、里預けされていた。

今回は、まず、1916年12月末に、山梨県の「身延山巡礼」のため大阪府豊崎町を出発した父親が、1917年1月4日に岡山本部に來所し、「子供等の様子」を尋ねて來たことが確認できる。また、8月27日にも兵庫県多紀郡福住村在留の父親より、本児等兄妹の「近況」を問合せの手紙が來た。そして、1918年4月17日にも兵庫県飾磨郡四郷村在留の父親より「子供等ノ消息」を訪ねる書簡が來て、かつ、2ヶ月後の6月28日には父親が來岡し、子どもたちの「消息」を聞き、安心して帰っていった。

このように、本事例からは⑧実親他との連絡が確認でき、特に我子を気使う父親が手紙や岡山本部へ直接訪問する事実はめずらしく、父親の「情合」を感じる行動であると理解できようか。

実は、父親が2回目に訪れた1918年4月17日の時点で、本児は茶臼原孤児院へ移転していた。つまり、同年3月12日に移転が通知され、27日に同院へ出発していたため、同院への移転で⑦里預けが終了していたのである。また、本児は5歳5ヶ月から7歳1ヶ月までの1年8ヶ月間西和6に養育されたが、数量的な「情合関係」が育つまでにはいたっていなかったと理解できる。

(13) 単身での入院と預替

125児は、1916年9月14日に山形県北村山郡楯岡町のIよりの紹介で、4歳8ヶ月の時に入院し、同日体重(4貫300匁)を測定し、御津郡宇垣村大字野々口の里親kに里預けされた⁴¹⁾。本児は9月12日単身山形県より來岡し、14日に到着し、同情金残金1円14銭5厘を所持していた。このため、①新里預児の入院ルートが紹介人で、かつ送院状況も理解できる事例であった。また、入院時の体重測定は、④養育水準確保のためであったとみる。

しかし、1917年5月9日、里親kの「家族に隔離を要する病人」が出たため、本児を預替する必要が生じ、16日に同郡馬屋下村大字芳賀の馬芳18に預替した。この預替は、本児が病気に感染することを避けるためであり、④養育水準確保のための預替であったことが分る。

そして、1918年3月12日に6歳2ヶ月になった本児の茶臼原孤児院への移転が里親kなどに通知され、27日に同院へ出発し、⑦里預けが終了となる。このため本児は、2人の里親に養育されたタイプで、里親kと馬芳18の養育期間は、前者が8ヶ月、後者が10ヶ月と短期間で、数量的な「情合関係」は育っていなかったと理解できる事例である。

(14) 6歳での茶臼原孤児院への移転

133女は、1917年9月3日に5歳6ヶ月で山口県玖珂郡高森村より姉134女と一緒に入院し、上道郡玉井村大字観音寺の玉観1に里預けされた⁴²⁾。このため①新里預児が姉妹で入院したことが分る。同年12月7日には、坂本定夫人に面会するため岡山本部に来所し、清水事務員の同伴で坂本家を訪問しているが、これは、本女を「精神里親」と認定するためとみられ、③養育料の収入に関する具体例が再確認できる。

また、1918年2月26日には玉観1が来所し、本女が「盗癖烈しく」この地区におくことができないと「心配」する話がある中で、3月12日には本女を養育する里親他14人に茶臼原孤児院への移転を通知し、26日に6歳の本女が玉観1と来所し、27日同院へ出発して⑦里預けが終了となる。

このため、本女は6ヶ月間養育されただけであり、数量的な「情合関係」は育っていなかったと理解できる。

(15) 一時的保護と預替

134女は、前述の133女と同様の経過で9歳3ヶ月の時に入院し、1917年9月3日に赤磐郡西高月村大字和田の西和5に里預けされた⁴³⁾。また、10日本女は尋常小学校3年であったので、入院と同時に茶臼原孤児院への移転が適当であったが、同伴する者がなく、在岡中の石井院母と相談し、来春までに移転することにした。このため本事例から新里預児の中には、一時保護的に里預けとなる事例の存在し、②一時保護のための里親選定が明確に裏付けられたことになる。

また、1917年11月3日には、当時西高月村の地区世話役であったとみられる西和3を通して、本女の「引取方」の依頼が岡山本部にあったため、6日に職員が出張して本女を引取り、岡山本部に連れ帰り、9日に赤磐郡五城村大字伊田の五伊1に預替をした。この預替は里親の希望によるもので、地区世話役を通しての⑤里親への支援の1つであったことが分る。

そして、1918年3月12日には、9歳9ヶ月になった本女を養育する里親他14人に茶臼原孤児院への移転が通知され、27日同院へ出発し、⑦里預けが終了する事例でもあった。このため、本女は2人の里親に養育され、最初は2ヶ月、2人目は4ヶ月だけ養育され、数量的な「情合関係」は育っていない事例と理解できる。

(16) 1歳児の里預けと病気による死亡

135児は、1917年12月12日に菅病院の看護婦より、夫が死亡して家庭が「窮境に陥」った1歳児の入院依頼があったので、岡山本部で「調査」し、その結果「事実相違」なかったので、入院を承諾し、25日に赤磐郡可真村大字可真下の可下9に里預けした事例であった⁴⁴⁾。このため、①新里預児の状況が、紹介人ルートの母子家庭の乳児（貧児）で、かつ入院前に貧困状況を調査し、受入れたことが分

る。また、本児は乳児のため乳母を持つ里親を開拓する必要があり12月23日に職員が赤磐郡瀬戸町大字森末に出張して里親の開拓を実施し、翌24日に同郡可真村の先の可下9での受入れが決り、25日清水事務員が本児を同行し、万富駅で可下9の妻に里預けした。この経過から本事例は母乳を必要とする②里親の選定に該当することが分かる。

そして、1918年3月15日には、岡山本部から本児他4人の種痘の件が各里親に通知された。また、4月4日には可下9より本児が病気となり豊田村の松木医師の診察を受けたところ、「風邪ト虫気」と診断されたとの報告があり、ここからは、本児の病気に対する治療とその治療がうまく行かず死亡してしまう経過が分る。つまり、10日には可下9より本児が「肺炎ニ変リ」心配中との連絡があり、21日には「経過宜しからず」今後の治療について相談したいとの手紙が岡山本部にきたので、清水事務員がすぐ可下9宅に出張し、協議の結果岡山県病院で診察を受けることにし、同日本児と里母を同病院へ引率した。しかし、同病院からは、「明早朝来院せよ」とのことで、1日分の薬だけをもらって岡山本部に帰宅した。

22日岡山県病院で診察を受けたが、午後3時に死亡し、病名は化膿性肋膜炎角膜乾燥症とのことで、清水事務員などが病室の後片付けをし午後8時に帰院した。里母も同本部に3泊し、23日に帰宅する一方、同日本児の死亡届の手続きのため井上事務員が岡山市役所や岡山県病院に出向いた。また、25日には井上事務員が本児の遺骨を岡山県病院から引取り、本児の母も挨拶のため岡山本部を訪れた。

このように、本事例は、⑦里預け終了理由が死亡で、加えて⑤里親への支援として病気相談と地元医師や岡山県病院での医療支援が、さらに、死亡届手続などの死亡時支援も確認でき、⑧実親他との連絡も理解できる事例であった。また、本児は1歳から1歳7ヶ月まで7ヶ月間1人の里親に養育されたが、母乳の必要な乳児の養育が、病気とのたたかいで非常に困難であったことを示す事例であったことも分る。

3) 1919年の終了児の個別事例の内容と特徴

1919年に里預けを終了した事例は5例であり、その個別事例の概要をまとめると表3のようになる。以下では、この表3の順序で各事例を分析していくことにする。

(1) 数々の病気治療と8年2ヶ月間の養育

54児は、1911年2月11日に山口県下関市より、生後7ヶ月のドイツ人孤児として入院し、同日御津郡馬屋下村大字芳賀の里親bに里預けされたが、8日後に同郡宇垣村大字野々口の宇野1は預替になっていた⁴⁵⁾。

その後本児は病気がちであったが6歳5ヶ月まで成長し、今回は1917年1月18日に、「過日病気」にて宇野1が永眠したが、本児の預替は必要ないと連絡が岡山本部にあったことから始る。その後は、本児の病気治療の経過が判明し、同年3月8日には、岡山県病院を受診したが、以前の耳疾患に加え、最近頬骨内に腐食部が生じ、外科の診察を受けX線写真を取り、明日更に受診することになった。10日同県病院での診察の結果は「骨より来りし肉腫」のようであったが、ラヂウムかX線治療かは確定できなかった。15日にも同県病院を受診したが結論が出ず、次の月曜日(18日)に光線科を受診することにした。その18日にまた同県病院を受診したが、外科と光線科で「合議」がなされず治療法は未定のままであった。

1919（大正8）年の里預け終了児一覧

<表3>

	里預け	生年月日	出身県	里預け年齢	里預け年月日	終了年月日	終了年齢	養育期間	終了理由	里親	里親住所
(1)	54児	1910年 7月16日	山口県	7ヶ月	1911年 2月11日	1911年 2月19日	7ヶ月	8日	預替	里親 b	御津郡馬屋下村大字芳賀
				7ヶ月	1911年 2月19日	1919年 4月24日	8歳9ヵ月	8年2ヶ月	茶白原	宇野1	御津郡宇垣村大字野々口
(2)	132女	1912年 3月1日	新潟県	5歳1ヶ月	1917年 4月7日	1917年 8月23日	5歳5ヶ月	4ヶ月	預替	宇野3	御津郡宇垣村大字野々口
				5歳5ヶ月	1917年 8月23日	1918年 1月24日	5歳10ヶ月	5ヶ月	預替	西和3	赤磐郡西高月村大字和田
				5歳10ヶ月	1918年 1月24日	1919年 4月8日	7歳1ヶ月	1年3ヶ月	預替	葛国5	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
				7歳1ヶ月	1919年 4月8日	1919年 8月1日	7歳5ヶ月	4ヶ月	預替	里親 r	和気郡本荘村大字日室
				7歳5ヶ月	1919年 8月5日	1919年 9月3日	7歳6ヶ月	1ヶ月	茶白原	葛国10	赤磐郡葛城村大字国ヶ原
(3)	G女	1911年 5月10日	広島県	11ヶ月	1912年 4月5日	1915年 11月5日	4歳6ヶ月	3年7ヶ月	預替	牧金7	御津郡牧石村大字金山寺
				4歳6ヶ月	1915年 11月5日	1917年 5月11日	6歳	1年6ヶ月	預替	五新1	赤磐郡五城村大字新庄
				6歳	1917年 5月11日	1919年 3月29日	7歳10ヶ月	1年10ヶ月	預替	瀬光2	赤磐郡瀬戸町大字光明谷
				7歳11ヶ月	1919年 4月2日	1919年 10月6日	8歳5ヶ月	6ヶ月	茶白原	馬芳14	御津郡馬屋下村大字芳賀
(4)	85女	1913年 4月10日	京都府	1歳7ヶ月	1914年 11月3日	1916年 3月12日	2歳11ヶ月	1年4ヶ月	預替	馬芳8	御津郡馬屋下村大字芳賀
				2歳11ヶ月	1916年 3月11日	1919年 2月4日	5歳10ヶ月	2年11ヶ月	預替	里親2	赤磐郡五城村大字新庄
				5歳10ヶ月	1919年 2月4日	1919年 7月30日	6歳3ヶ月	5ヶ月	預替	牧金8	御津郡牧石村大字金山寺
				6歳4ヶ月	1919年 8月1日	1919年 11月24日	6歳7ヶ月	3ヶ月	帰郷	西和6	赤磐郡西高月村大字和田
(5)	149児	1919年 3月20日	岡山市	3ヶ月	1919年 6月28日	1919年 7月31日	4ヶ月	1ヶ月	死亡	可下10	赤磐郡可真村大字可真下

そして、3月26日に本児の診断結果が同県病院より示され、梅毒性の肉腫のようであるため、同県病院に入院して梅毒を注射で治療することにした。当時同県病院では「学用患者収容」を休止していたため、入院料は岡山本部で支払うが、注射は無料にするよう依頼した。その後本児は退院（月日不明）したようだが、6月9日再度同県病院に入院し注射による治療を受け、18日に退院し、今後は通院による治療を受けることになった。つまり、里母が本児に付添通院することになり、7月9日通院用の汽車賃割引券をもらうため里母が岡山本部に来所し、本児は「近来余程快方に向い」「禿頭病らしく見へし後頭部の禿」も徐々に発毛し始めているとの報告を受けた。8月24日には「追々快方」に向っているがいま暫く通院が必要とのことで汽車賃割引券4枚を送付した。

9月17日にも同県病院を受診し「漸次快方」に向っていたが、10月25日には里母より通信があり、同県病院の「部長さんと相談」し、頬のかたまりは全快がむずかしいので、来春まで治療を休み、来春になったら連れて来るように指示があったとの報告が来た。

このため、来春まで通院治療を休み、翌1918年1月26日本児が受診のため来岡し、清水事務員も同行し岡山県病院で診察を受けた。また、3月19日には血液検査を行ったが、23日の診断では、まだ「残毒」があり、来月頃に再度入院することになった。そして、3月29日に里母より4月3日に岡山県病院に連れて行くとの通知があり、4月5日本児は里母の母親（老母）に連れられ入院した。4月16日には「宿痾治療」のため同県病院で診察を受け、その結果金曜日に再診となり、19日にはサルバルサ

ン注射のため5舎5番病室に入院し、20日に注射を打った。その後28日に退院したため病気は完治したとみるが、先の病室（入院）費は岡山本部が支払い、注射は学用で無料となった。

このような一連の経過から、岡山県病院での本児の病室（入院）費用は全て岡山本部が負担していたことが、明確に裏付けられる⑤里親への医療支援が確認でき、通院のための自動車賃割引支援も実施されていたことが分る。また、最も注目すべきは、梅毒治療のため、約1年以上も岡山県病院へ何度となく通院した里母（老母）の行動力であったと言え、この行動力によって本児の梅毒は完治したと理解できることである。同時に、岡山県病院側の最新の治療法を駆使した診療と治療費への支援があったことも注目すべきことである。

そして、1年後の1919年4月23日里母が来所し、「母病氣ノ為」め本児の引取を願出たのであった。このため、翌24日清水事務員が出張し本児を岡山本部に連れもどし、27日石井院母が同伴し茶臼原孤児院へ移転することにしたが、本児は岡山駅で乗車を拒否し、大庭理事の「迷惑」になるとの判断で、岡山本部にとどめ、4月29日田中正善事務員が同伴して茶臼原孤児院に出発し、⑦里預けが終了したのであった。

以上のように、本児は母乳の必要な生後7ヶ月から8歳9ヶ月まで宇野1宅で8年2ヶ月間1人の里親に一貫して養育されたタイプの里預児であることから、数量的な「情合関係」の深さはもちろん、質的な「情合関係」の深さも理解できる事例であったことが分る。具体的には里母他による本児の梅毒治療のための献身的な通院などの行動、さらに、本児が乗車を拒否して、一時茶臼原孤児院への移転を中止した事実からも読み取れる。また、宇野1による母乳の必要な乳児期から学齢期までの養育経験の中に里親の専門性が内在していることが、具体的な養育例として理解できることである。特に、本児が成長していく過程での数々の病気とそれを献身的な看病と治療によって、乗り越えてきた養育経験の中にある。また、それを可能にしたのは宇野1の家族内の養育の中心が、里母に加え、祖母の協力があったためとみる。なぜなら宇野1（たぶん祖父）が永眠した時には、本児の引揚を求めなかったが、祖母が病気になると、引取を願い出ている事実から理解できよう。

（2）岡山県病院への入院と4回の預替

132女は、福島県若松市の兼子重光牧師の紹介で1917年4月7日に兄（129児）と一緒に5歳1ヶ月の時に入院し、御津郡宇垣村大字野々口の宇野3に里預けされた。15日には父親から若松市で働いているとの手紙があったが、4ヶ月後の8月23日には赤磐郡西高月村大字和田の西和3に預替となる⁴⁶⁾。その理由は、宇野3より本女が20日程前より各所に腫物ができ、耳も悪く椋代医院で治療を受けているが、「其世話が面倒」などと「小言」が多く、引取方を申し出て来たためであった。この事から先の預替は病気の治療などで世話が「面倒」という理由による⑤里親への支援で、かつ、地元医師の医療支援も含まれていたことが確認できる。

11月22日には、入院を紹介者した兼子牧師より、本女らの戸籍は父親が行衛不明となり手続きが不可能との通知があり、①新里預児の状況が、紹介人ルートで入院した、父子家庭の貧児から孤児に近い無籍児であったことになる。

そして、その後は、本女にケガや病気による入院治療や預替が発生することになる。12月28日には、本女が前日西和3宅の庭で歩行中に転倒し、右足下脚の前脛骨部を打ち、痛みを訴え対処が「困難」との通知があり、ただちに清水事務員が出張し、本女を伴い岡山県病院で診察を受け、5舎7号病室

に入院した。翌29日骨にヒビが入っているかも知れないのでレントゲン写真を撮り、31日まで様子を見ることにした。31日の診断結果は、「右脛骨」が斜めに折れているので「二三週間治療」すれば「大抵癒着」するとのことであった。翌1918年1月2日と5日には清水事務員が入院中の本女を見舞、10日には三宅良雄事務員が見舞に行くと「元気好ク」遊んでいた。

1月18日には西和3が岡山本部を訪れ、本女の退院後は他家への預替を希望した。このため22日本女が岡山県病院を退院した時は、一時同本部に連れ帰り、24日赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国5に預替した。この預替も⑤里親への支援のためと言えるが、たった5ヶ月の養育となったのは、西和3への預替が緊急を用し、地区世話役の西和3に一時的に預け、その間に新しい②の里親を開拓する予定であったためとみる。というのは西和3は当時94児を養育中であったからである。なお、本女の骨折による岡山県病院への入院は、⑤の医療支援であった。

そして、葛国5への預替後も岡山県病院での治療が続いた。預替4日後の1月28日に「耳病」の治療のため同県病院を受診し、結果は「入院手術」が必要とのことになったが、病室がなく「追て相談する事」になり、1月31日、2月1日、2月2日も同県病院へ通院していた。

さらに、2ヶ月の4月16日にも耳の治療のため葛国5に付添われて本女が来所し、清水事務員も同行して岡山県病院で診察を受け、その結果は「明日も来院せよ」とのことで、この日は岡山本部に宿泊し、翌17日は清水事務員が付添同県病院で再度診察を受けた結果、「来週中ニ手術」となり、「学用」にて6舎17番病室に入院した。そして、19日に耳の手術が実施され、その後25日には本女が発熱し食事が進まず、29日も発熱ぎみになった。そこで、27日に本女の「近況」を福島県若松市の紹介者の兼子牧師に通知し、父親への伝達を依頼した。

4月30日には、手術後付添っていた葛国5が帰宅することになり、新に付添人を雇うことにし、5月4日に里親が同県病院に戻ったので付添人は断った。20日には清水事務員が入院中の本女他1人を見舞ったが、本女は「腸痛」にも悩んでいた。そして、本女が退院したのは、「地方医ニテ治療」してよいとの指示があった7月1日の翌日（2日）で、約2ヶ月半の入院治療ののちに里親宅へ帰宅することができたのであった。

このため、約2ヶ月半の岡山県病院への入院は⑤の医療支援であり、さらに付添人を雇っているため付添人支援もあったが、葛国5の場合は、預替直後からの長期の付添を実施したようで、里親としての使命感と努力が理解できることを付け加えておく。この他、紹介人への「近況」報告は、⑧実親他との連絡に該当する。

また、本女の場合は、この病気治療と並行し、本女が無籍のため就学手続について問題が発生し、出身地の若松市役所等に問い合わせていた。つまり、3月12日に、岡山本部より本女他7人の里親に尋常小学校入学のための寄留届を郵送し、15日本女の場合は種痘も受けるように通知した。すると、葛国5より本女が「無籍」であるとの回答があり、戸籍がないため就学手続ができないことが分った。そして、5月29日には、父親が昨年7月30日に福島県北会津郡内田村で死亡していることが分り、6月7日若松市役所より母親の原籍と現住所が報告された。また、7月21日には、本女姉姉の就籍願が新潟区裁判所より却下されてしまい、無籍の状態が続き、就学手続もできなかったようである。なお、先の就学手続等経過は⑤の手続支援となる。

さらに、1919年に入ってから不運が続いた。同年3月31日に葛国5他2人の里親宅が全焼または

半焼となる火災が発生したのであった。里預児たちは全員無事であったが、葛国5宅は全焼し、岡山本部からは見舞金1円が贈られた。このため、4月3日本女は同村内の他家に預替されたが、これは岡山本部に無断で実施したため、本女を「引揚グル旨」を葛国5に通知し、6日一時的に同地区（国ヶ原）の葛国1に預け、8日に5歳10ヶ月から7歳1ヶ月まで1年3ヶ月間養育した葛国5から和気郡本荘村大字日室の里親rに預替した。この預替も⑤里親への支援のための預替であった。4月24日里親rより無籍のため本女の就学ができないとの連絡が来たので、岡山本部より本荘村役場へ就学を依頼した。5月4日に里親rより本荘村尋常小学校への入学が許可されたとの通知があり、本女はやっと就学ができるようになった。

しかし、約4ヶ月後の7月15日に里親rの妻が岡山本部を訪れ、息子の嫁等との「都合悪シキ」ため本女の引取を申し出て来た。ただし先の理由は嫁等には「知レヌ様」にとのことであったので、同小学校が休暇（夏休み）になりしだい引取と通知し、8月1日里親rの妻が本女を連れてきた。このため、4回目の預替となり、これも⑤里親への支援となる。

8月5日次の預替を前に岡山県病院で受診したところ「蛔虫」が少しいる他は病気はないとのことで、当分赤磐郡葛城村大字国ヶ原の葛国10に預替した。そして、1ヶ月後の9月2日清水事務員が出張して7歳6ヶ月の本女を引取り、福島虎竹教師の付添で茶臼原孤児院に出発し、⑦里預けは終了となった。

以上のような経過から、本女は5人の里親に養育されたタイプの里預児であり、養育期間が最も長かったのが葛国5の1年3ヶ月間で、他の里親は1ヶ月から5ヶ月という短期間であった。このため、どの里親との間にも「情合関係」が結べないままであったことが理解できる。

（3）3回の預替と農家以外の里親

G女は、1912年4月5日に広島県安佐郡川内村より、生後11ヶ月で入院し、御津郡牧石村大字金山寺の牧金7に里預けされた⁴⁷⁾。しかし、本女が4歳6ヶ月となった1915年11月5日に3年7ヶ月間養育した牧金7より、赤磐郡五城村大字新庄の五新1に預替になった。

今回は、1917年5月8日に先の五新1での養育が不十分で「面白からず」ため、再度預替をするところから始る。預替の理由は、最近本女と同年齢の「孫」が同居したためのもので、11日に同郡瀬戸町大字光明谷の瀬光2に預替をした。このため、五新1には6歳まで1年6ヶ月間の短期養育で終り、かつ、この預替は④養育水準確保のためのものであったことが分る。

8月8日には、瀬光2より本女の腫物が「全快」したとの通知があり、1918年3月12日には本女他7人に尋常小学校入学に必要な⑤の寄留届を送付した。6月2日には、瀬光2が息子が他駅に転勤のため、万富駅前に転居したとの連絡があった。しかし、1919年3月26日瀬光2より「本月末頃播州網干」に転居するので本女の引取依頼があり、3日後の29日に里母に伴われ帰院し、4月2日に7歳10ヶ月まで1年10ヶ月間養育した瀬光2より御津郡馬屋下村大字芳賀の馬芳4に3回目の預替となり、これも⑤里親への預替支援であった。

そして、10月1日馬芳4が来所し、本女は「性質良シモ学校ヲ嫌フ」を心配しているとの相談があったので、本女を茶臼原孤児院へ移転することを話し、4日に移転を通知し、6日馬芳4に伴われ来所し、11日8歳5ヶ月の本女と年長院児3人が同院へ出発し、⑦里預けが終了した。

このため、本女も4人の里親に育てられたタイプの里預児で、今回の3人の里親は1年10ヶ月か

ら6ヶ月といずれも短期間の養育で数量的な「情合関係」が育っていなかったと理解する。また、瀬光2は、「転勤」があったため農家ではなく、鉄道関係の会社員のようで、農家以外の里親による養育例と言える。

(4) 祖父への帰郷と退院調査

85女は、1914年11月3日に京都府加佐郡河守町より祖母に伴われ1歳7ヶ月で入院し、同日赤磐郡馬屋下村大字芳賀の馬芳8に里預けされた⁴⁸⁾。しかし、1年3ヶ月後の2歳11ヶ月になった1916年3月11日に赤磐郡五城村大字新庄の里親2に預替になる。

今回は、1919年1月25日に里親2より「小供ヲ他ヨリ貰ラヒ受クル事」になったため、本女の引取依頼があったところから始る。翌26日には「正月五日ニ小供ヲ貰ラヒ受クル」事になったので4日までに引取ってほしい。金川駅までならいつでも連れて行くとの来信がきた。先の「正月」とは旧暦の2月を意味し、2月4日に清水事務員が出張して5歳10ヶ月まで2年11ヶ月間養育した本女を引取り、御津郡牧石村大字金山寺の牧金8に預替した。このため先の預替は⑤里親への支援の預替であり、ここで注目できるのが、今回の預替が里親2が新たに「小供ヲ貰ラヒ受クル」ためであったことである。つまり、里親2は、1908年11月12日から計10年以上岡山孤児院の里預けを受け入れ、この時は本女は2人目であったが⁴⁹⁾、その里親2が今回同院以外から「小供ヲ貰ヒ受」けることになった点にある。ここからは推定だが、「小供ヲ貰ヒ受」けるとは養子を迎へたと理解でき、里親2は、岡山孤児院の里預けを受け入れた時点から養子としての受入を意識しながら養育していたと考えられることである。そうだとすると、里親2のように岡山孤児院の里親の中にも、里預けを養子として迎へる意識を持ちながら養育していた里親が存在したと推定できることである。

さらに、7月21日と26日には、新たに里親となった牧金8が牧石村大字金山寺の地区世話役とみられる牧金7を通して、本女の養育を「手ニ合（負）ヒ兼ヌル」（カッコ内筆者）ため引取を願っているとの手紙が来たので、30日5ヶ月間の養育で引揚げ、今度は赤磐郡西高月村大字和田の西和6に預替したが、これもやはり⑤里親への支援の預替になることである。

そして、1ヶ月後の8月18日には京都府加佐郡河守町長より、本女の祖父母が引取を願っているとの連絡があったため、本女の「将来ノ幸福ニ付見込ニ如何」と照会した。26日には西和6が20日に永眠したとの連絡があったが、本女は「移動ノ要無シ」とのことで引続き養育されていた。一方、河守町役場からの回答が「要領ヲ得サル」ため、9月15日同町警察署に祖父及び家族の「素行品性調査」を依頼したところ、10月9日に舞鶴警察署より回答があったが、報告内容が河守町役場のものと大差なかったため、直接祖父に問合せると、26日祖父より「家内事情」についての返事があった。

その内容は不明だが、帰郷させても問題はないとの判断に達したようで、本女の「退院願調査書類」を整えて、横浜市の大庭猛理事に提出した。すると、11月13日に「引渡し承諾」の通知があったので、ただちに来岡の日時を予告するよう祖父に連絡した。15日には西和6宅に近日中に退院するが、「別レル為メ衣類等ヲ新調スル等ノ事」がないよう注意も加えて通知した。そして、19日に祖父から24日に本女を迎えに行くとの手紙が来たので、たぶんそのことを里親に通知し、23日西和6の息子の妻に伴われ6歳7ヶ月（3ヶ月間養育）の本女が来所し、24日来岡し祖父に引渡されて帰郷し、⑦里預けが終了した。11月28日には祖父より礼状があり、1920年4月23日には「腕白ニテ困ル」との手紙が来たが、「教育期中強テ引取」ったのだから「専心教育」するようにと回答した。

このように、後半になると本女の退院先の祖父母宅の生活状態について、町役場や警察署という行政機関に身元調査を依頼し、本女の「将来ノ幸福」について確認し、その後大庭理事の最終的な承認で帰郷が実施されており、これは⑦里預け終了のための帰郷先の調査が、厳密に実施されていたことを裏付ける事例として注目できることである。また、そのための⑧実親他との連絡も確認できる事例であった。

(5) 生後3ヶ月の棄児と死亡

149児は、1919年6月28日に生後3ヶ月の棄児として岡山市役所を通して入院し、同日赤磐郡可真村大字可真下の可下10に里預けされた⁵⁰⁾。このため、①新里預児が、生後3ヶ月の母乳が必要な棄児で岡山市役所ルートで入院したことが分る。7月4日には、同市役所より本児の「収容ニ関スル書類」が届いたが、これは①の書類書類であった。20日には可真村の地区世話役の可下7が来所し、可下10が「病弱ニテ世話」ができず、預替を希望していると申出があった。そこで「種々手当法ヲ示シ」て、いましばらく「世話」することを依頼した。しかし、31日に電報にて本児の死亡通知が入り、百田事務員が出張し、本児は地区世話役の可下7の墓地に埋葬し、8月1日帰院した。このため、地区世話役が⑤里親の預替希望を支援し、かつ、死亡時支援の埋葬に協力し、⑦里預け終了が死亡であったことが分る事例である。また、養育期間はたった1ヶ月で、生後3ヶ月の母乳を必要とする棄児の里預けは、その養育が相当困難であったことも示す事例であったことも分る。

3、まとめ

本稿では、1917年から1919年の間に里預けが終了した里預児の養育事例48事例から、この時期の(1)里預けの活動実態や(3)里預児と里親の間の「情合関係」の形成過程の具体的内容を明らかにし、さらに(2)里親の質的变化のポイントである専門性を持つ里親や里親間のネットワークの存在などについても確認してみた。

その結果、(1)については分析視点の①から⑧までの内容に関する具体例を各事例から明らかにできた。これをまとめると表4のようになり、その特徴を要約すると次のようになる。まず、この時期の①新里預児の状況をみると、入院年齢が最も低かったのは、124児と162児の生後2ヶ月での里預けであった。ただし、124児は1916年9月5日に、162児は1910年12月8日に里預けされていたが、今回初めて資料的に裏付けられたため、紹介することができた例であった。次が生後3ヶ月で里預けされた149児で、4番目が生後5ヶ月の127児、5番目が生後1歳の135児と続くが、この5人のうち4人は、1ヶ月から10ヶ月間の養育で死亡し、母乳の必要な乳児の養育が困難であったことを示していた。また、127児、149児は棄児で、米子町役場や岡山市役所を通しての入院と、母乳を必要とする棄児は入院前にすでに体力を消耗していたため、死亡のリスクはさらに高くなっていたとみられ、このため養育困難が増大するという特徴が理解できた。

ただし、今回個別事例として確認した162児も生後2ヶ月から養育された棄児であったが、7歳5ヶ月まで成長し茶臼原孤児院へ移転した事例もあり、母乳を必要とする乳児であっても、養育に成功し学齢期中まで育てた里親もいたことから、養育が困難であっても、それを乗り越えた里親がいたことも事実で、このような実績は、当時の岡山孤児院の里預制の養育能力の水準を裏付ける事実の1つと

1917 から 1919 年の里預児事例の各視点別の具体例

<表 4 >

		里預児氏名（記号）	
① 新里預児の状況	本人と家族	入院年齢 棄児（孤児） 私生児（貧困） 1人親家族 委託児 親の収監	124児（2ヶ月）、135児（1歳） 127児（5ヶ月）、126児（父親発見）、162児（2ヶ月）、132女、149児（3ヶ月） 129児、 135児、132女（父子家庭→孤児） 70児、71児
	入院ルート	大阪分院 岡山市役所 町村役場 紹介人 実親他が直接 茶臼原孤児院	162児、149児 127児、128女 129児、125児、135児、132女
	手続 （棄児発見届）	戸籍謄本 履歴書（貧困証明）	135児、149児
② 里親の選定基準	選定条件	母乳必要 二人養育 複数養育 経験者優先 牛乳養育 一時保護里親	127児、124児、162児、135児、149児 Q児、132女 124児（牛乳のみ、乳粉で） 109女、129女、六児、Q児、134女
	地区世話役	開拓（受取り） 一時保護所的	127児
	里親と契約	契約手続き	
③ 養育料	収入	国費 府県補助 精神里親 委託料 養育料減額	R児 R児 68女、133女 70児、71児 94児、47女、T女、八女 養育料の日割り計算 六児
	④ 養育水準	地区世話役 預替理由 水準確保方法	監督、相談 養育不十分 Q児、125児（家族に感染症発生）、G女 成績良好 写真 体重測定 94児、47女、T女、八女 125児
⑤ 里親への支援	医療支援 （佐久間医院）	村主医院 岡山県病院 地元医院 薬など 病気相談 付添人支援	124児、六児、135児、54児、132女 127児、109女、68児、135児、132女 135児 132女
	衣類支援	1回	六児（大島療養所入所時）、70児（木綿羽織）、71児（木綿羽織）
	死亡時支援 （診断書）	死亡届 火葬（遺骨引取）	127児、68児、124児、135児、 149児（地区世話役の墓地）
	手続支援	寄留届 種痘 戸籍謄本	六児、G女、132女 132女
	預替支援理由担当	里親希望 地区世話役	52女、六児、126児、46児、134女、132女、G女、85女 134女、149児
	汽車賃割引支援	割引証送付	54児
	訪問支援	訪問支援	109女
⑥ 巡回職員			
⑦ 終了基準	終了理由 （養子縁組）	死亡 大島療養所 帰郷（親元退院） 茶臼原孤児院 退院調査	127児、68女、124児、130女、135児、149児 六児 117児、128女、94児、126児、70児、71児、85女 6女他33人 117児、85女
	終了手続き	退去届	
⑧ 実親他との連絡・支援	連絡 （入院児） （委託料請求） （重病時） （預替時）	死亡と遺骨 養子希望 引取相談 近況問合せ 紹介人他 市町村役場	127児、135児 128女 70児、71児 32児、104児、132女、85女 124児 127児、135児、85女
	支援 （衣類支援） （就労支援）	退院同行支援 汽車賃割引支援 退院後相談	117児（実費負担） 70児、71児

して注目できる。

また、棄児の中には126児（推定8歳）、132女（5歳1ヶ月）のように、年齢の高い者もあり、さらに、私生児や1人親家庭の129女（10歳7ヶ月）、132女（5歳1ヶ月）も年齢が高く、茶臼原孤児院への集団移転までの一時保護的な里預児もいたことが理解できる。また、引き続き養育料を実親が負担した米国の出身者からの委託児も2人いた。

入院ルートについては、岡山市役所、町村役場、紹介人よりの事例が確認でき、135児と149児の場合は、入院前に家庭調査や「収容」書類などの入院手続の一端も確認でき、従来通りの入院手続を実施していたことも理解できる。

次にこの時期の②里親の選定基準をみると、1歳前後までは、母乳が必要な里親を選定（開拓）することが求められていたと推定でき、今回も5例がそれに該当したが、ここでは、母乳を必要とする里親を開拓したことが理解できる例のみ掲げると127児と135女であった。さらに明確に母乳で養育していたことが確認できるのは124児で、本児は11ヶ月の時に「乳離」し、その後牛乳を飲ませたが飲まず、「乳粉」ばかりを与えていたので「中毒」になり、栄養障害で死亡したという経過が確認できた。つまり、乳児は母乳での養育が重要で、母乳に替るものとして当時は牛乳や「乳粉」が使用されていたことが裏付けられたことである。特に、「乳粉」が脱脂粉乳のことかどうかは不明であるが、この時期の乳児の里預児の中には人工栄養を使って子育てをしていた失敗事例があったことが確認できたことが注目できよう。

また、学齢児の里預児や預替の里親選定では、年1回の茶臼原孤児院への集団移転などに合わせるため、一時保護的な里親が新たに登場することで、これには109女、129女、六児、Q児、134女が該当し、Q児と132女の場合はもう1人の里預児と一緒に養育された例もあり、さらに、127児は地区世話役による里親の開拓で里親をみつけており、この例から岡山本部（事務所）と里親間のネットワークの存在も理解できた。

③養育料の収入では、R児が棄児養育米給与方による国費の救助と大阪府からの補助を継続的に受けていたこと、さらに、「精神里親」の存在も68女と133女から再確認できた。一方支出では養育料の減額が94児、47女、T女、八女から判明し、六児からは里預け終了の月の養育料が日割計算で支給されていたことが新に確認できた。

④養育水準の確保では、岡山本部（事務所）側が成績良好な里親を把握していたことが、新たに確認でき、当初からこの点が最も重要であったことは言うまでもないが、その事実を事例として明言した資料はこれまで見当らず、先の養育料の減額とセットで認定したことにより現実味があったことが分る。そして、預替理由が養育不十分であった例は、Q児、G女で、125児は家族に感染症が発生して預替となるが、G女の場合は、五新1宅に同年齢の孫が同居したことが原因で、岡山本部側が養育不十分と判断したもので、養育水準確保のための具体的な判断内容が理解できる。また、この判断内容は、「幼年児女を有さざる」里親という、当初の岡山孤児院の里預制の委託条件⁵¹⁾の正当性を裏付ける具体例にもなっていたことが分かる。

そして、預替理由には、⑤里親への支援のための預替理由もあり、実はこちらの預替理由は、里親の養育意識の最低ラインの反映とも理解でき、次に、その理由の具体例をまとめ、分析してみる（表5）。

里親への預替支援の具体的な理由（内容）

<表 5 >

里預児－里親→具体的な行動（事実）	養育期間
52女－瀬光1→瀬光1が都合により大阪へ移転するため	6年4ヶ月
六児－里親19→六児のハンセン病への感染によるものと推定	4年6ヶ月
46児－西牟3→茶臼原孤児院へ移転のため岡山本部に同伴後、「脱出」したため	6年
132女－宇野3→本女の病気治療で「其世話が面倒」	4ヶ月
132女－西和3→岡山県病院を退院後に預替を希望	5ヶ月
132女－葛国5→自宅全焼のため	1年3ヶ月
132女－里親r→息子の嫁との折り合いが悪いため	4ヶ月
G女－瀬光2→転勤による移転のため	1年10ヶ月
85女－里親2→「小供ヲ他ヨリイ受クル事」になったため	2年11ヶ月
85女－牧金8→本女の養育が「手ニ合（負）ヒ兼ヌル」ため	5ヶ月

つまり、瀬光1の大阪への移転、里親19の六児のハンセン病への感染、西牟3の46児の茶臼原孤児院への移転直前の「脱出」、葛国5の自宅の全焼、瀬光2の息子の転勤のための預替は、里親側や里預児自身のやむおえない事情から生じた預替と理解できるが、宇野3の病気治療の「世話が面倒」、里親rの「息子の嫁との折り合いが悪いため」、牧金8の養育が「手ニ合（負）ヒ兼ヌル」というのは、里預児の養育を安易に認識していた背景が理解できよう。また、里親2のように、「小供ヲ他ヨリ貰ヒ受クル事」になったためとなると、里預児を養子として試すための養育という意識が内在していたと理解できようか。このため、当時の里親の中には、里預児の養育を安易に認識していた者や養子選定が目的の者も含まれていたかとは分かる。さらに、預替希望を地区世話役を通して実施した里親が2例あり、里親間のネットワークを含む里親⇄地区世話役⇄岡山本部のネットワーク網の一端が具体的に理解できたことである。

この他の⑤里親への支援では、医療支援として岡山県病院での治療や入院が5件再確認でき、梅毒等の最新の治療を受けた長期入院や長期通院が多く、同病院での治療で命を救われた里預児、治療のいかなく死亡した里預児などが確認でき、同病院は里預児の命を守る最後の砦として絶対に欠かせない存在として貢献（機能）していたことが理解できた。それを可能にしたのは「学用」による無料での診療や入院であり、「学用」が中止の時は岡山本部（事務所）側で費用を負担し、里親の費用負担はなかったことが確認できる。また、同県病院への入院の際の付添は里親のようだが、132女の場合は一時付添人を雇って里親を支援し、135児のように病状によっては職員が里親宅に行き病気の相談にもどり、里親と連絡を取りながら里預児の病状を把握し、岡山県病院へ入院させていたことも再確認できた。そして、このような医療支援のための里親と岡山本部（事務所）の連携が多数確認でき、里預児の病気とその治療については、両者が日常的に共有、協力しながら養育していたという特徴も理解できた。

さらに、里預児が地元の医院で治療を受けた例が127児他4例確認でき、132女のように岡山県病院とも連携して継続的な治療を行う事例もあり、この時期の里預児の病気治療に関する医療水準は、もし当時の日本の一般的な乳幼児のそれと比較できる資料が現存していれば、相当高レベルであったことが推定できようか。そして、これらの医療水準は岡山県病院の負担と岡山本部（事務所）の費用で

賄われていた。なお、この時期に、岡山本部（事務所）が地元医院に治療費を支払ったという事実は確認できないが、1920年2月25日に御津郡宇垣村大字野々口の椋代医院より薬価の催促があり、19日に振替貯金口座に振込と回答したことから⁵²⁾、岡山本部（事務所）での医療費支援は継続していたと理解する。

また、70児と71児への木綿羽織の支給は衣類支援に該当し、六児の大島療養所への入所の際の衣類送付も同様と言えよう。さらに、死亡時支援も死亡届や火葬等を職員が実施（5例）しており、寄留届や戸籍謄本の手続支援も4例、汽車賃割引支援も1例確認でき、この時期も⑤里親への支援が多数確認できた。なお、寄留届や戸籍謄本の手続支援は、里預児の就学手続きに使用していた例があったが、これまでの研究では、里預児の就学実態の把握と分析は実施しておらず、今後の研究課題になることも付け加えておく。

⑥の巡回職員の役割については、特に分析しなかったが、実は、①から⑧までの全ての事項に、巡回職員の役割をも担った里預け担当職員が対応していたことを記しておく。

⑦里預け終了理由は、48例中34例が茶臼原孤児院への移転で、祖父等の親族への帰郷が7例で、死亡が6例、大島療養所への入所が1例であった。このうち茶臼原孤児院への移転は、学齢期中の里預児の集団移転が大半で、死亡については半数以上が棄児等の乳児で、死亡前後の対応については先に述べた通りである。また、親族への帰郷については、帰郷先の家庭が、里預児の帰郷後の生活にとって「幸福」であるかについての調査等を実施した事例が2件確認でき、この時期も、親族への引渡は慎重で、児童中心主義の考え方が基本となっていたことが理解できる。さらに、大島療養所への入所は、里預児がハンセン病に感染していたためであった。

⑧実親他との連絡・支援は、父親等からの里預児の近況や退院に対する問い合わせへの回答が4例あり、里預児の死亡にともなう紹介人への連絡が1例、さらに、市町村役場への連絡が3例確認でき、岡山本部（事務所）としては、里預児の死亡後の対応等は実親や関係者と連絡を取りながら、実施していたことが再確認できた。また、里預児の退院の際に職員が同行して親族に送り届けた例が1例（本児の汽車賃は親族が実費負担）、米国在住の出身者からの委託児の場合は引取の相談や退院後の育児相談なども確認できたが、これは特例であったと言える。

次に、(3)の「情合関係」の形成に関する具体例をまとめると表6のようになった。

つまり、里預児と里親の具体的な行動や事実から「情合関係」が育ち、深まっていることが確認できる事例は11例あり、養育期間との関係では、5年以上の養育期間の事例が8例と7.2割を占め、その具体的な行動の内容は、茶臼原孤児院への里預児の移転に対する里親の「移転延期願」等の行動や、里親が移転後の離別の悲しみを岡山本部に手紙で訴える行動、そして、里預児の長期入院などへの里親の付添や通院治療の取り組みと里預児の移転拒否の態度や家出事件であった。これらの行動や態度を表現した事実から、数量的な「情合関係」が深りに加えて、質的な深化が理解でき、実際に愛着関係が形成されつつ信頼関係が深化して絆が深まっていくことが推定できることである。

また、養育期間3年以上5年未満でも「移転延期」希望が1例あり、これも数量的な「情合関係」が3年以上になると、それが育まれるとした仮説を裏付ける事例と言える。ただし、2年4ヶ月の養育期間でも、移転後の近況を尋ねたり、移転後の文通を通して、里預児の希望の物品を送っていた事例が確認でき、個々の実際の事例では「情合関係」の形成に多少の個人差があったことも理解できた。

養育期間別の「情合関係」を表現した行動（事実）

<表6>

	里預児－里親→具体的な行動（事実）	養育期間
①	86児－葛国8→「移転」後に本児の近況を尋ね、その後本児からの希望で「まり」等を送付。	2年4ヶ月
②	120児－馬芳17→「移転延期」を希望し、延期となる。	3年11ヶ月
	71児－御楯2→71児の大阪から岡山への家出事件	4年3ヶ月
5年以上の養育期間	32児－山高1→「移転延期」を希望し、延期となる。	8年1ヶ月
	44児－葛国5→前回に続き2回目の「引揚延期願」のため移転となる。	7年11ヶ月
	S児－里親5→前回に続き2回目の「引揚延期願」のため移転となる。	4年7ヶ月
	47児－西和4→「成績良好」で、「引続き預り」たいとの希望で「移転延期」。1年後移転。	6年7ヶ月
	56児－里親r→移転後に里親から「別れて甚だ悲しき旨」の手紙が届く。	5年9ヶ月
	T女－里親6→「成績良好」で「日向行延期」を希望し、岡山本部からの来所指示に従わなかった。	5年7ヶ月
	八女－瀬光3→「成績良好」で、「引続き預り」を希望し、1年後に移転。	5年2ヶ月
54児－宇野1→長期間の梅毒治療と、移転時に里預児が乗車拒否。	8年2ヶ月	

<注>①3年以内の養育期間。②3年以上の養育期間。

そして、(2) 里親の質的变化の一端としては、1-2) - (ア) の仮説に該当するかどうかを基準に、各事例から1人の里親が1人の里預児を養育した時期と期間から、里親の専門性の内在化について確認したが、それをまとめると表7のようになり、5年以上の養育経験を持つ17例が該当した。ただし、実際の個別事例からは、専門性を具体的に裏づけるような養育経験に該当する例は十分に確認できず、(ア) の仮説を根拠に選択したレベルに止まった。そんな中で、専門性を裏付ける養育経験の1つとして、里預児の病気時の養育経験が重要だと確認できた。さらに、(ア) に該当する個別事例を見ていくと、里親への里預けから里預け終了までの経過の中に、養育経験の積み重ねがイメージ化できることである。今後は、里親の養育記録などを発掘していくことを通して、この点を明確に裏付けて行きたいと考えるが、そのような資料が存在する可能性は高くはないとも考える。

なお、先の(1)の⑤の預替理由で述べた里親の養育意識の件も、里親の質的变化の一部を示すものになることを加えておく。

里親としての専門性が内在すると理解できる事例

<表7>

里預児－里親	養育期間	具体例	里預児－里親	養育期間	具体例	
117児－馬芳15	5年5ヶ月		46児－西牟3	6年	病気の体験	
6女－宇吉1	10年1ヶ月		47女－西和4	7年7ヶ月		
32児－山高1	8年1ヶ月		162児－馬芳14	7年3ヶ月		
37児－里親c	7年11ヶ月		56児－里親r	5年9ヶ月		
44児－葛国5	7年5ヶ月		T女－里親6	5年7ヶ月		
48児－馬芳2	6年7ヶ月		八女－瀬光3	5年2ヶ月		*近い
52女－瀬光1	6年4ヶ月		119児－瀬光4	5年1ヶ月		*近い
R児－里親4	6年4ヶ月		54児－宇野1	8年2ヶ月		病気の体験
55児－宇吉2	6年					

<注>*近いは、専門性が内在している里親に近い事例のことである。

また、里親間のネットワークの具体例については、(1)の⑤の預替支援から里親⇄地区世話役⇄岡山本部(事務所)のネットワーク網の一端が確認できたが、その他に(1)の②で地区世話役(里親)による里預児の開拓例から岡山本部と里親間のネットワークの存在を1例確認したが、関係資料を良く調べてみると、他にも地区世話役(里親)による開拓例(里親自身からの預り希望例6例除く)が10例確認できたので追記しておく⁵³⁾。1917年8月21日には、御津郡牧石村大字金山寺の里親cより「子供預り希望者」との通知あり、27日にも上道郡高島村大字湯迫の高湯1より、西隣の者が「子供預り」を希望と、さらに9月12日には赤磐郡西高月村大字和田の西藤3より、岩田地区内の者が5歳以上の「子供預たき」との通知があり、同日には赤磐郡可真村大字可真下の可下7よりも、小野田村大字澤原の者が4,5歳以上の「子供預りたし」と連絡してきたことから、1ヶ月ほどの間に各地の地区世話役等から里親の開拓に関する連絡が岡山本部に寄せられていたことが確認できた。

そして、1919年にも、5月12日に赤磐郡葛城村大字国ヶ原のU(里親でない)より「幼児預り人」有りとの連絡があったが、注目できるのは5月14日の岡山市役所より生後5ヶ月の棄児の入院依頼に対する対応であった。この時岡山本部は、預け先が見つからないため一応断るが、もう一方で、各地の地区世話役などに乳児を養育する里親の開拓を依頼したようで、15日後の27日には和気郡藤野村大字吉田の里親19より、「問合中ノ幼児預り方ニ付」いては2歳以上であるならば預かるとの返事が来た。さらに同日、赤磐郡西高月村大字和田の西和6には「預り度ヤ」を照会すると、31日に「二才以下子供ハ預り兼ヌル」との返答があった。また、6月3日には、赤磐郡葛城村大字国ヶ原のUよりも「幼児預り人無キ旨」の返答があり、8月1日にも上道郡高島村大字湯迫の高湯1より「子供預り希望者無キ旨」の連絡があり、さらに9月18日には赤磐郡可真村大字可真下の可下7からも「子供預り希望者無キ旨」の回答があった。実は、この5月14日から9月18日までの経過の中に、岡山本部と各地の地区世話役などとの間に、乳児を養育する里親の開拓に関するネットワークの存在が確認でき、これを土台にして里親間のネットワークの存在が推定できることである。ただ、里親間のネットワークの存在そのものは十分確認できず、やはりこの点も、里親の養育記録などがあればより明確化できると考える。

<註>

- 1) (6) 拙筆「1917年から1926年の岡山孤児院の里預制の終息までの内容—その動向と里預児110事例の数量的な内容を中心に—」『東北社会福祉史研究』第28号、2010年3月28日、1頁から26頁。
- 2) (7) 拙筆「1917年から1926年の岡山孤児院の里預制の終息期と里親の地区分布の特徴」『石井十次資料館研究紀要』第11号、2010年8月、56頁から131頁。
- 3) 以下の註は、各個別事例ごとにまとめて記すため、個々の記述の資料等の裏付が多少明確になってないことを断っておく。
(8) 養育部『明治四拾四年一月養育日誌』(A-2-108)の1月3日、1月4日、9月2日。(1)『(大正六年大正七年)里子部日誌 岡山孤児院事務所』の1月18日、1月23日、2月7日、2月16日、2月17日、2月19日。(6)の表13(16頁)などと(7)の表5(96頁)他に誤記がある。
- 4) (9)『入院原簿』の「大正六年」の127児。(1)の1月3日、1月15日、3月9日、3月10日。
- 5) (1)の2月10日、3月10日、3月25日。
- 6) (10) 拙筆「1914年から1916年の岡山孤児院の里預制の活動実態と「情合関係」の形成過程—130事例の

- 内容分析を通して一』『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』、2010年3月、125頁、126頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
- 7) (9)の「明治四十二年」の32児。(10)の128頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日、4月21日、10月13日、12月27日。
 - 8) (10)の128頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 9) (10)の128頁。(1)の3月1日、3月13日、3月23日、3月28日。
 - 10) (10)の129頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 11) (10)の130頁。(1)の1月5日、1月7日、3月13日、3月23日、3月28日。(11)『大正九年 日誌 岡山孤児院』の6月5日。
 - 12) (12) 拙筆「岡山孤児院の里預制の具体的実践の把握—1912年前後の担当職員の業務日誌を通して—」『ライフデザイン学研究』第4号、150頁、151頁。(13) 拙筆「1914年から1916年の岡山孤児院の里預制の展開—127事例の全体像と里預制の数量的な内容を中心に—」『岡山孤児院におけるネットワーク形成と自立支援に関する総合的研究』(2010年3月)の101頁表8の上から17行のK児をR児に訂正。(10)の126頁表2の上から19行のK児をR児に、130頁の右21行と131頁の左4行のK児をR児に訂正。164頁4上から27行目と165頁の左上から23行、25行のK児をR児に、168頁の右下から7行に拙筆「岡山孤児院の里預制の具体的実践の把握—1912年前後の担当職員の業務日誌を通して—」『ライフデザイン学研究』第4号、2009年3月、150頁、151頁。を追加し、同頁の下から5行の16頁、17頁を20頁に訂正。拙筆「1914年から1916年の岡山孤児院の里親の地域分布と専門化の動向」『ライフデザイン学研究』第5号、2009年3月、96頁表11の上から21行と106行(資料1表)、上から25行のK児をR児に訂正。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。(2)『大正八年 日誌 岡山孤児院』の12月11日。(11)の6月20日。
 - 13) (10)の132頁。(1)の3月13日、3月15日、3月23日、3月28日。
 - 14) (10)の133頁、134頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 15) (10)の135頁から138頁。(1)の3月13日、3月23日、3月26日、3月28日。
 - 16) (14) 養育部『大正二年一月里預児台帳』(A-3-130)の120児。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 17) (10)の119頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日、8月26日、8月28日、(2)の3月27日。
 - 18) (10)の116頁、117頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 19) (10)の119頁(右下から17行の満4歳は満5歳の誤記)、120頁。(1)の3月13日、3月23日、3月28日。
 - 20) (10)の125頁。(1)の3月2日、3月6日、3月13日、3月15日、3月20日、3月23日、3月28日。
 - 21) (10)の139頁。(1)の4月1日、4月4日、4月7日、4月8日、6月21日。
 - 22) (9)の「大正六年」の129児。(1)の4月7日、4月15日、4月29日、4月30日、5月1日。
 - 23) (10)の121頁。(1)の3月12日、3月15日、5月8日、5月12日、6月5日、6月8日、7月13日。
 - 24) (9)の「大正五年」の124児。(1)の6月15日、6月22日、6月24日、6月25日、6月26日、6月28日、6月29日、6月30日、7月2日、7月5日、7月9日、7月11日、7月13日、7月16日。
 - 25) (10)の138頁、139頁。(1)の1月18日、3月5日、3月9日、5月24日、5月25日、6月5日、6月6日、6月11日、7月7日、7月13日、7月14日、7月17日。
 - 26) (14)の126児。(15) 財団法人岡山孤児院『大正五年度年報』の「岡山本部日誌」の10月11日、10月12日。(1)の3月20日、3月24日、4月2日、5月20日、6月26日、6月28日、8月15日、9月11日。土山学園は、1909(明治42)年10月に設立され現在兵庫県立明石学園と改称している。なお、御門学園は現時点では不明。
 - 27) (1)の7月28日、9月10日、9月11日。
 - 28) (10)の139頁、140頁。(1)の4月3日、4月24日、5月3日、6月26日、10月2日、10月25日、11月2日、11月6日、11月7日、11月8日、11月9日、11月10日、11月11日。(2)『大正八年 日誌 岡山孤児院』の1月2日、1月3日、1月6日、1月7日、1月13日、2月6日、6月14日、10月21日。(11)の2月

3日、2月6日、2月9日、5月2日。

- 29) (10) の128頁、129頁。(1)の1月20日、1918年3月12日、同年3月27日。
- 30) (10) の129頁。(1)の3月12日、3月15日、1918年3月12日、同年3月27日。
- 31) (9)の「明治四十三年」の162児。岡山孤児院『明治四十三年一月改里預児台帳』の162児。(1)の1月20日、5月15日、5月16日、1918年3月12日、同年3月27日。
- 32) (10) の132頁(右上から10行目の玉柏村は牧石村の誤記)。(1)の4月23日、4月29日、1918年3月12日、同年3月27日、同年4月1日。
- 33) (10) の133頁。(1)の1918年3月12日、同年3月27日。
- 34) (10) の135頁。(1)の1月20日、2月11日、2月12日、2月17日、1918年3月12日、同年3月27日。
- 35) (10) の138頁。(1)の3月12日、3月13日、3月23日、3月27日、1918年3月12日、3月27日。
- 36) 拙筆「1912年前後の岡山孤児院の里預制の具体的実践の解明」『東北社会福祉史研究』第27号、2009年3月、10頁、11頁(同誌では、八女を里預児八、瀬光3を里親21と記している)。(1)の3月12日、3月24日、1918年3月12日、同年3月27日、(11)の7月1日。
- 37) (16) 養育部『明治四十五年一月至同年 日日誌』の1913年2月18日。(14)の119児。(1)1918年3月12日、3月27日。
- 38) (9)の「大正三年」の121女。(4)の121女。(1)の1918年3月12日、同年3月27日。
- 39) (10) の123頁。(1)の1918年3月12日、同年3月26日、同年3月27日。
- 40) (10) の124頁。(1)の1月4日、8月27日、1918年3月12日、同年3月27日、同年4月17日、同年6月28日。
- 41) (15) の「岡山本部日誌」の9月13日、9月14日。(1)の5月9日、5月16日、1918年3月12日、同年3月27日。
- 42) (3)財団法人岡山孤児院『大正六年度年報』の「岡山本部日誌」の9月3日。(1)の9月3日、12月7日、1918年2月26日、同年3月12日、同年3月26日、同年3月27日。
- 43) (3)の9月3日。(1)の9月3日、9月10日、11月3日、11月6日、11月9日、1918年3月12日、同年3月26日、同年3月27日。
- 44) (3)の12月12日。(1)の12月23日、12月24日、12月25日、1918年3月15日、同年4月4日、同年4月10日、同年4月21日、同年4月22日、同年4月23日、同年4月25日。
- 45) (10) の131頁、132頁。(1)の1月18日、3月8日、3月10日、3月15日、3月18日、3月26日、6月9日、6月18日、7月9日、8月24日、9月17日、10月25日、1918年1月26日、同年3月19日、同年3月23日、同年3月29日、同年4月5日、同年4月16日、同年4月19日、同年4月20日、同年4月28日。(2)の4月23日、4月24日、4月27日、4月29日。
- 当時の岡山県病院は、岡山医学専門学校附属病院として、最新の医療を実施し、特に梅毒治療については最高水準にあった。(1891年に岡山県病院の助手をしていたことのある奏佐八郎は1915年に梅毒の特効薬サルバルサンの製造に成功していた。)
- 46) (9)の「大正六年」の132女。(1)の4月7日、4月15日、8月23日、11月22日、12月28日、12月29日、12月31日、1918年1月2日、同年1月5日、同年1月10日、同年1月18日、同年1月22日、同年1月24日、同年1月28日、同年1月31日、同年2月1日、同年2月2日、同年3月12日、同年3月15日、同年4月10日、同年4月16日、同年4月17日、同年4月19日、同年4月25日、同年4月27日、同年4月29日、同年4月30日、同年5月4日、同年5月20日、同年5月29日、同年6月7日、同年7月1日、同年7月2日。(2)の3月31日、4月1日、4月3日、4月6日、4月8日、4月24日、5月4日、7月15日、8月1日、8月5日、9月2日。
- 47) (12) の143頁から145頁。(1)の5月8日、5月11日、8月8日、1918年3月12日、同年6月2日。(2)の3月26日、3月29日、4月2日、10月1日、10月4日、10月6日、10月11日。

- 48) (10) の118頁、119頁。(2)の1月25日、1月26日、2月4日、7月21日、7月26日、7月30日、8月1日、8月18日、8月26日、9月15日、10月9日、10月26日、11月13日、11月15日、11月19日、11月23日、11月24日、11月28日。
- 49) (7)の77頁。1人目は27児で、1歳1ヶ月から8歳5ヶ月（1916年3月29日）まで7年4ヶ月間養育し、本女は2歳11ヶ月から5歳10ヶ月まで2年11ヶ月間であった。
- 50) (2)の6月28日、7月4日、7月20日、7月31日、8月1日。
- 51) 拙筆「岡山孤児院における里預けの全体像－研究の目的とその数量的な全体像－」『ライフデザイン学研究』第2号、2006年3月、99頁、100頁。
- 52) (11) の2月25日。
- 53) (1)の7月18日、8月21日、8月27日、9月12日、1918年2月20日、同年3月31日、同年4月9日。(2)の3月16日、4月17日、5月12日、5月14日、5月27日、5月31日、6月3日、8月1日、9月18日。

A Study on the Contents and Characteristics of Ex-foster Children's Cases in Okayama Orphanage from 1917 to 1919

KIKUCHI Yoshiaki

The paper analyzes 48 cases of ex-fosters in Okayama Orphanage from 1917 to 1919 and sums up the characteristics of the cases. At that time, though many foster children of the orphanage were abandoned babies or children of poor families, certainly even school age children were fostered.

The support for foster parents was confirmed from the following. Foster children could receive hospital treatment in Okayama Prefectural Hospital, and after finished being fostered, 70% of fosters transfer to Chausubaru Orphanage. Some foster parents, who had taken care of their one foster for more than 5 years, could wish to postpone the transfer to Chausubaru Orphanage and the fosters-foster parents relationship qualitatively deepened. Then, there were even some foster parents with much experience for fostering children for many years.

The existence of the network of foster parents was confirmed from the following. For example, a foster parent, playing as a coordinating role in his/her neighborhood, adjusted the requests of foster parents to change their foster homes. Another foster parent as a coordinator found new foster parents bringing up infants.

Keywords: Okayama Orphanage/ Juji Ishi/ foster care system/ history of practice in residential child care/ history of child welfare